

性犯罪者に対する再犯防止プログラム
～地域ガイドライン～（仮称）
の開発に係る調査研究業務

調査等結果報告書

令和 5 年 3 月

MRI エム・アール・アイリサーチアソシエイツ

目次

1. 調査研究概要	1
1.1 調査研究の背景と目的	1
1.2 調査研究内容.....	1
2. 地域における性犯罪者に対する取組に係る調査	2
2.1 調査概要	2
2.1.1 実施内容	2
2.1.2 実施方法	2
2.2 調査結果.....	7
2.2.1 アンケート調査	7
2.2.2 ヒアリング調査	34
3. 再犯防止のための地域ガイドラインの作成	37
3.1 実施内容.....	37
3.2 ガイドラインの構成と作成上の視点	38
3.2.1 ガイドラインの構成	38
3.2.2 ガイドライン作成上のポイント	39
3.3 有識者検討会委員からの意見	41
4. 再犯防止のための地域ガイドラインの試行実施	42
4.1 実施内容.....	42
4.2 実施方法	42
4.3 実施結果.....	42
4.3.1 試行実施内容	42
4.3.2 試行実施の結果	43
5. 性犯罪や再犯防止プログラムの理解促進を図る研修等の企画及び実施	44
5.1 実施内容.....	44
5.2 実施方法	44
5.3 実施結果.....	45

1. 調査研究概要

1.1 調査研究の背景と目的

政府においては、令和2年6月に性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議で決定された「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、令和4年度までの3年間を性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、加害者対策を含む性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組を進めている。

また、令和3年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」において「再犯防止対策について、保護司等の民間協力者と協働した満期釈放者対策等や性犯罪に係る支援事業を充実させる。」ことが明記されたほか、すべての女性が輝く社会づくり本部で決定された「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」においても、「刑事施設及び保護観察所において性犯罪者に実施している認知行動療法を活かした専門的プログラムについて、その更なる拡充の検討を進めるとともに、刑事手続終了後も地域社会において、プログラムの提供、福祉機関を含む多機関連携による社会復帰支援等、性犯罪者に対する再犯防止施策が推進されるよう、地方公共団体に対する支援を検討する。」こととされるなど、国と地方公共団体が連携した性犯罪者の再犯防止対策の推進が喫緊の課題となっている。

法務省においては、矯正施設や保護観察所において性犯罪者に対して認知行動療法等に基づく専門的な処遇プログラムを実施しており、同プログラムに関し一定の効果が認められている。政府方針等にもある通り、性犯罪者に対する再犯防止の取組には刑事手続終了後も継続する息の長い支援が不可欠であるが、そうした支援で重要な役割を担う地方公共団体においては、性犯罪の特性に関する理解や認知行動療法を活用したアプローチ等、専門的な知識・技術等を十分に有していない現状にある。

以上の現状を踏まえ、本調査研究では、性犯罪者の再犯防止に関する取組の実効性を期すため、刑事司法手続終了後も矯正施設や保護観察所における専門的な処遇プログラムに引き続き、地方公共団体主体で地域において実施可能な性犯罪者に対する再犯防止プログラム（性犯罪者に対する再犯防止プログラム～地域ガイドライン～（仮称））を確立することを目的とする。

1.2 調査研究内容

本調査研究においては、再犯防止プログラムの開発に係る調査研究業務として、①地域における性犯罪者に対する取組に係る調査、②再犯防止プログラムの作成（検討会の運営及び連絡調整を含む）、③再犯防止プログラムの試行実施、④性犯罪や再犯防止プログラムの理解促進を図る研修等の企画及び実施、⑤報告書の作成等を実施した。

2. 地域における性犯罪者に対する取組に係る調査

2.1 調査概要

2.1.1 実施内容

再犯防止プログラムを作成するため、国内の地方公共団体及び民間団体、学識経験者等の関係機関（以下「関係機関」という。）による先進的な取組の内容、課題、効果、実施基準等、並びに性犯罪者の再犯防止に関して先進的な取組を行っている諸外国の取組について予備調査を行った。その上で、都道府県、指定都市及び中核市の一部に対するアンケート調査を実施し、さらに特に参考となる取組を行っていると思われる地方公共団体及び関係機関に対してヒアリングを実施した。

これらの調査結果は、個票形式で取りまとめ、検討会において資料として提示した。

2.1.2 実施方法

(1) 予備調査

性犯罪者に対する再犯防止に関する国内における先進的な取組について、平成 30 年度～令和 2 年度に法務省が実施した「地域再犯防止推進モデル事業」の実施結果も参考に文献調査を行い、日本における取組の概況を把握した。

加えて、性犯罪者の再犯防止に関して先進的な取組を行っている諸外国の行政機関や民間団体等における取組についても、日本で地域における再犯防止の取組を進める上で特に参考となり得る情報に焦点を当てて調査した。

(2) アンケート調査

各地方公共団体における性犯罪者の再犯防止に関する取組状況やその内容、課題等について調査した。

1) 調査対象

都道府県（47）、指定都市（20）、中核市（43 注：法務省において連絡先を把握できている団体のみ）を調査対象とした。

2) 調査内容

アンケート調査票の設問概要は以下の通りである。

表 1 アンケート調査票の設問概要

分類	設問	項目
回答団体属性	1	組織名、所属部署名、連絡先（TEL、E-mail）
ニーズ	2	再犯防止に向けた性犯罪者に対する支援の問い合わせの有無
取組有無	3	性犯罪者の再犯防止に向けた取組の実施の有無 【取組を実施していない団体のみ】実施していない理由
取組内容	4	取組実施のきっかけ
	5	性犯罪者本人に対する支援内容
		性犯罪者への対応をする職員への支援内容
		地域の民間団体や住民に対する働き掛け
	6	連携機関
		刑事施設や保護観察所、地域での支援を行う関係機関との連携方法
	7	取組の工夫
	8	取組全体の効果
	9	性犯罪者本人の支援における課題
性犯罪者への対応をする職員への支援における課題		
地域の民間団体や住民への働き掛けにおける課題		
取組実施／拡大意向	10	取組実施／拡大の意向
		実施／拡大に当たり必要と考える情報
	11	性犯罪者の再犯防止に向けた取組について、課題に感じている点や、国・関連機関等からの支援が必要な点、今後実施したい具体的な取組や、その他日頃の取組を通じて考えていること
性犯罪者に対する再犯防止プログラムへの関心	12	性犯罪者に対する再犯防止プログラムの使用意向
		使ってみたいと思う理由、使ってみたいと思わない理由
	13	性犯罪者に対する再犯防止プログラム試行実施の参加意向

3) 調査方法及び実施期間

調査方法は、法務省から電子メールで各地方公共団体に調査票を配布し、エム・アール・アイ リサーチアソシエイト株式会社が電子メールで回収する形とした。

実施期間は、令和4年7月15日配布、8月3日を返信期限として回収を実施した。

(3) ヒアリング調査

予備調査及びアンケートの調査結果を基に、特に参考となる取組を行っている地方公共団体や関係機関等を選定し、具体的な取組内容や実施状況、効果、実務における課題等、公開情報やアンケートだけでは把握できない内容を詳細に聞き取るためにヒアリングを実施した。

1) 調査対象

調査対象は、地方公共団体（その関係機関を含む）6 団体、及び民間団体 3 団体とした。

2) 調査内容

ヒアリング調査項目の概要は以下の通りである。

表 2 ヒアリング調査項目（地方公共団体及びその関係機関）

項目	質問概要
性犯罪者の再犯防止に関する取組の内容、方法	<ul style="list-style-type: none"> 取組の概要や実施体制はどのようなものか（取組のきっかけ、性犯罪者にカウンセリングを実施／性犯罪者への働き掛けに関する地域関係者の理解促進に向けた活動を実施等） 取組の経緯・検討体制はどのようなものか（取組検討の際の有識者・アドバイザーの協力有無や参考にした情報、取組の実施組織体制、対応者のスキルや必要な資格等）
性犯罪者の再犯防止に関する取組における工夫	<ul style="list-style-type: none"> 取組に当たって工夫している点や、取組の効果を高めるための工夫はどのようなものか 他機関との連携に当たって、工夫している点はあるか 対応する職員等の人材育成はどのようにしているか。また、どのような取組が必要だと思うか（職員が外部機関の研修を受講、職員用のマニュアルを作成等） コロナ禍での取組において工夫している点はあるか
性犯罪者の再犯防止に関する取組の効果、課題	<ul style="list-style-type: none"> 取組に対する性犯罪者等の反応・感想・理解度はどのようなものか。取組により性犯罪者の行動や域内の性犯罪の再犯状況に変化はあるか 性犯罪者やその関係者（家族等）、現場で対応する職員、地域住民等から、再犯防止に関する取組や支援等について問い合わせや要望等があるか。問い合わせや要望等がある場合、どのような内容のもので、どのように対応しているか 取組の効果はどのように確認しているか（取組の効果を測定するための基準を独自に設定している、性犯罪者に対して事後の調査やフォローアップ面談を行っている等） これまでの経験を踏まえ、重要だと考える点や有効と考えられる取組、追加を検討している取組等はあるか。また、効果を感じられない取組等はあるか 取組の実施においてどのような課題があるか。また、その課題解消に向け、どのような取組をしているか。課題に感じている点や改善が必要だと思う点を解消するために、今後実施したい（あるいは実施した方がよいと考える）取組はあるか 現場から見て、どのようなガイドラインや資料等があれば活用しやすいか。使ってみたい資料等はあるか

項目	質問概要
性犯罪者の再犯防止プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法務省委託事業において作成及び試行実施予定の、矯正施設や保護観察所において行われている専門的な処遇プログラムに引き続き、刑事司法手続終了後も、地方公共団体主体で性犯罪者に対する支援が地域で行われるよう、性犯罪者に対する再犯防止プログラムを使ってみたいと思うか。また、その理由は何か ・ 現場から見て、どのようなガイドラインや資料等であれば活用しやすいか。使ってみたい資料等はあるか ・ 性犯罪者に対する再犯防止プログラムの試行実施に参加してみたいと思うか

表 3 ヒアリング調査項目（民間団体）

項目	質問概要
性犯罪者の再犯防止に関する取組の内容、方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組の概要や経緯はどのようなものか（取組のきっかけ等） ・ 性犯罪者の再犯防止プログラム実施体制について <ul style="list-style-type: none"> ➢ 組織体制（プログラム実施人数、実施者の必要資格・経験等） ➢ プログラム提供場所（立地、都市、全国展開の有無等） ➢ プログラム実施者に対して課している研修の有無（期間、回数、具体的な内容等） ➢ 被害者・加害者の対応に関するリスク管理方法（ファミリーテーターは女性のみ対応としない等） ・ 地方公共団体を含む他機関との連携（連携している機関、連携の方法、連携に関する課題等）
実施している性犯罪者の再犯防止プログラムの内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施しているプログラムの具体的な内容 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 性犯罪者の再犯防止プログラムの具体的な内容、期間・回数 ➢ 対象受講者 ➢ プログラムの手法、参考とした取組 ・ 実施マニュアルの有無 ・ 受講者のフォローアップの有無（方法、実績等） ・ 受講者の好事例 ・ これまでにあったトラブルの内容 ・ プログラム実施に当たって工夫している点はあるか <ul style="list-style-type: none"> ➢ 性犯罪者の受講につながる取組の有無。ある場合はその内容（入口出口支援と併せて性犯罪者に対してはプログラムと関連させた活動をしている等） ・ コロナ禍でのプログラム実施に当たって工夫している点はあるか

項目	質問概要
性犯罪者の再犯防止に関する取組の効果、課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取組に対する性犯罪者等の反応・感想・理解度はどのようなものか。取組により性犯罪者の行動や域内の性犯罪の再犯状況に変化はあるか ・ 取組の効果はどのように確認しているか(取組の効果を測定するための基準を独自に設定している、性犯罪者に対して事後の調査やフォローアップ面談を行っている等) ・ これまでの経験を踏まえ、重要だと考える点や有効と考えられる取組、追加を検討している取組等はあるか。また、効果を感じられない取組等はあるか ・ 刑事司法手続終了後の性犯罪者に対して、矯正施設や保護観察所において行われている専門的な処遇プログラムに引き続き、地方公共団体主導で再犯防止プログラムを実施するに当たり、どのような課題があるか。また、その課題解消に向け、どのような取組が有効と考えるか ・ プログラム実施に当たって必要と考える制度や国・自治体の取組はあるか。また、どのような公的支援(金銭的、人的、物的等)があればより充実すると考えるか

3) 調査方法及び実施時期

基本的にオンライン会議形式によるヒアリングとしたが、一部の地方公共団体については書面ヒアリングとした。

調査は令和4年8月から10月に実施した。

2.2 調査結果

2.2.1 アンケート調査

調査票の回収結果は以下の通りであった。

表 4 回収結果

調査対象	対象数	回答数
都道府県	47	42
指定都市	20	20
中核市	43	36
合計	110	98

※ 中核市は、法務省において連絡先を把握できている団体のみを調査対象とした。

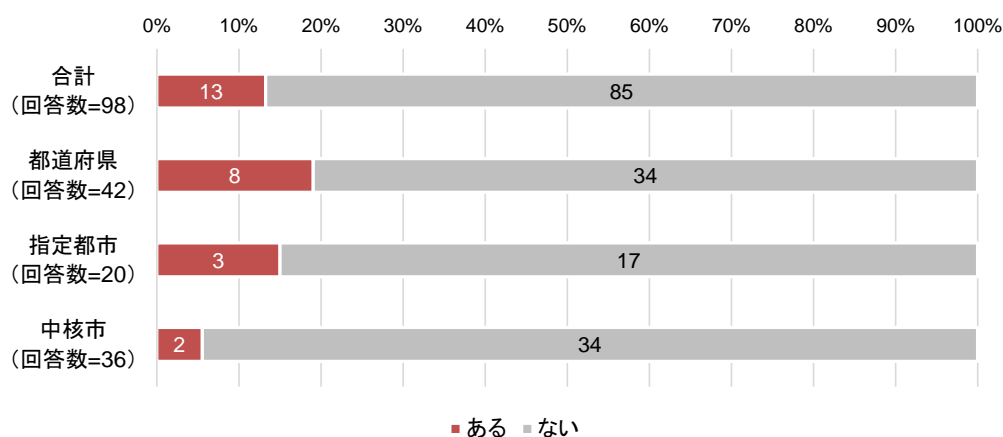
具体的な調査結果は以下の通りである。なお、本項に記載の設問や選択肢は、調査票の通りの表記としている。

(1) 性犯罪者の再犯防止に関する取組の実施状況

1) 性犯罪者への支援に関する性犯罪者やその家族、地域住民等からの問い合わせの有無

再犯防止に向けた性犯罪者に対する支援について、性犯罪者本人やその家族、地域住民等から問い合わせを受けたことがあるかについて聞いたところ、「問い合わせを受けたことがある」と回答した団体は全体の約 13%で、ほとんどの団体で問い合わせを受けていないことが分かる。

地方公共団体の区分毎では、「問い合わせを受けたことがある」と回答した団体は都道府県が最も多く、一方で中核市は最も少なかった。



(注) 棒グラフの数値は回答数である。

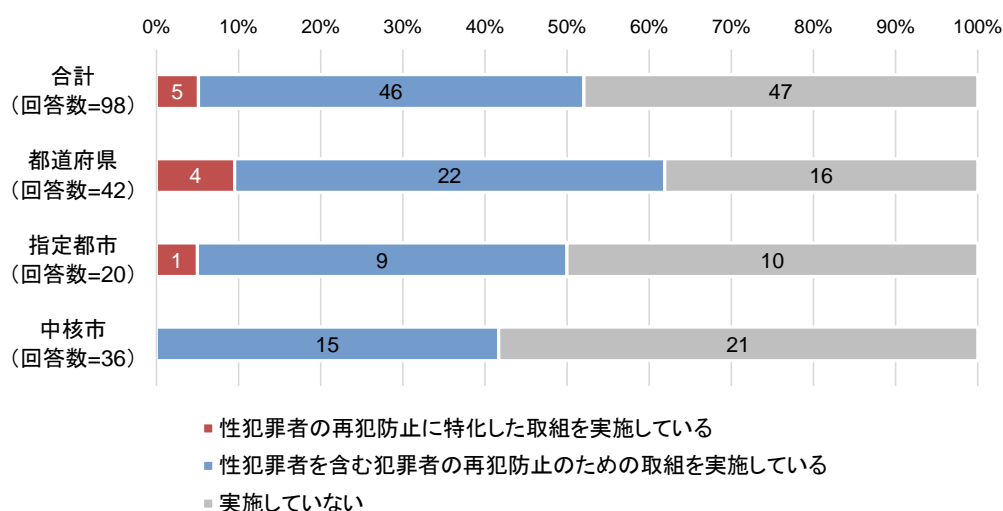
図 1 問い合わせの有無（単数選択）

2) 性犯罪者の再犯防止に向けた取組の実施の有無

性犯罪者の再犯防止に向けた取組を現在実施しているかについて聞いたところ、「性犯罪者の再犯防止に特化した取組を実施している」団体は全体の約5%であったが、「性犯罪者を含む犯罪者の再犯防止のための取組を実施している」と回答した団体と合わせると約52%で、約半数の地方公共団体において性犯罪者を含む犯罪者の再犯防止に関する取組が行われていることが分かる。

地方公共団体の区分毎では、都道府県のうち「性犯罪者の再犯防止に特化した取組を実施している」団体は約10%で、「性犯罪者を含む犯罪者の再犯防止のための取組を実施している」と合わせると約62%であった。

一方で、中核市は性犯罪者の再犯防止に特化した取組を行っている団体はなく、性犯罪者を含む犯罪者の再犯防止のための取組をしている団体は約42%であった。

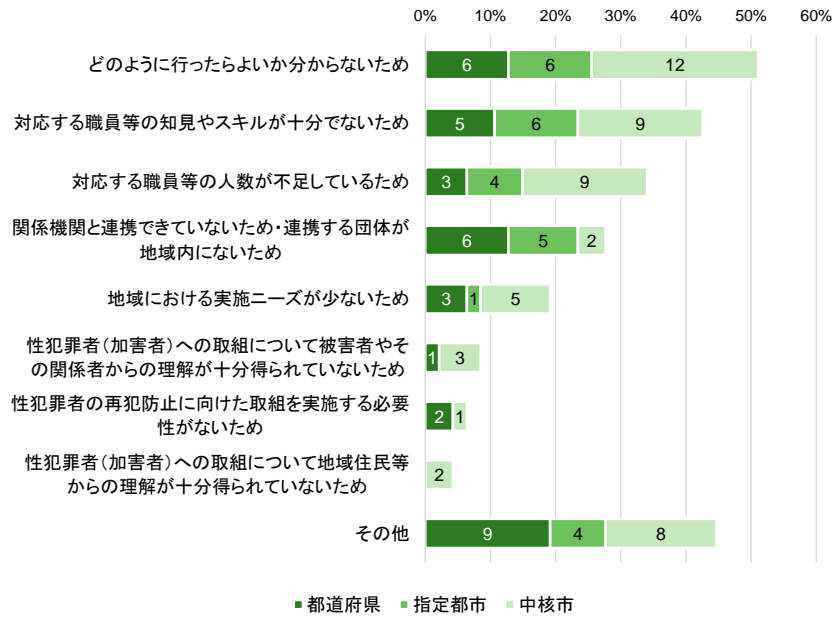


(注) 棒グラフの数値は回答数である。

図 2 取組実施状況 (単数選択)

また、上記で取組を「実施していない」と回答した団体にその理由を聞いたところ、「どのように行ったらよいか分からないため」と回答した団体が約半数、「対応する職員等の知見やスキルが十分でないため」と回答した団体が約43%、「対応する職員等の人数が不足しているため」が34%であった。ノウハウやスキル、人員の不足が主な原因となっていることが分かる。

回答数=47



(注) 棒グラフの数値は回答数である。

図 3 取組を実施していない理由（複数選択）

表 5 取組を実施していない理由（地方公共団体区分別）

	回答数	都道府県	指定都市	中核市
	(47)	(16)	(10)	(21)
どのように行ったらよいか分からないため	51.1% (24)	37.5% (6)	60.0% (6)	57.1% (12)
対応する職員等の知見やスキルが十分でないため	42.6% (20)	31.3% (5)	60.0% (6)	42.9% (9)
対応する職員等の人数が不足しているため	34.0% (16)	18.8% (3)	40.0% (4)	42.9% (9)
関係機関と連携できていないため・連携する団体が地域内にないため	27.7% (13)	37.5% (6)	50.0% (5)	9.5% (2)
地域における実施ニーズが少ないため	19.1% (9)	18.8% (3)	10.0% (1)	23.8% (5)
性犯罪者(加害者)への取組について被害者やその関係者からの理解が十分得られていないため	8.5% (4)	6.3% (1)	0.0% (0)	14.3% (3)
性犯罪者の再犯防止に向けた取組を実施する必要性がないため	6.4% (3)	12.5% (2)	0.0% (0)	4.8% (1)
性犯罪者(加害者)への取組について地域住民等からの理解が十分得られていないため	4.3% (2)	0.0% (0)	0.0% (0)	9.5% (2)
その他	44.7% (21)	56.3% (9)	40.0% (4)	38.1% (8)

(注 1) 構成比は、地方公共団体区分別の回答総数に対する各選択肢の回答数の割合を示す。

(注 2) 括弧内の値は回答数である。

【その他（主な自由記述）】

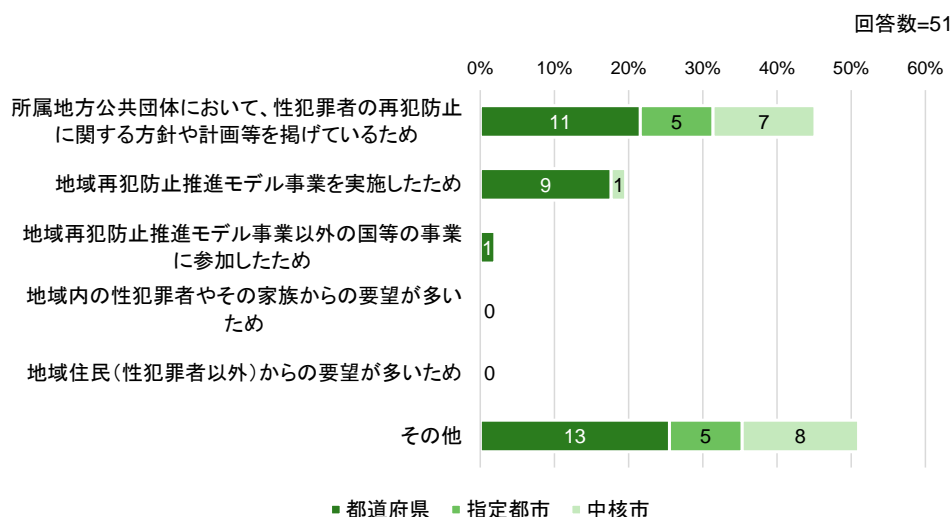
- ・ 警察本部において実施。
- ・ 再犯防止推進計画に、性犯罪者に対する再犯防止に係る項目を設けていない。
- ・ ニーズや現状、窓口対応や過去の記録等を把握できていない。
- ・ 性犯罪者を含め再犯防止に特化した施策がない。具体的な取組を行う体制が整っていない。

ない。

- ・ 犯罪者に特化せず、就労支援・住居の確保等既存の制度を利用してもらう。

さらに、「性犯罪者の再犯防止に特化した取組を実施している」あるいは「性犯罪者を含む犯罪者の再犯防止のための取組を実施している」と回答した団体に対し、取組を行うきっかけについて聞いたところ、「所属地方公共団体において、性犯罪者の再犯防止に関する方針や計画等を掲げているため」が約 45%で最も多く、「地域再犯防止推進モデル事業を実施したため」は約 20%であった。

性犯罪者やその家族、地域住民からの要望が多いためという回答はなかった。



(注) 棒グラフの数値は回答数である。

図 4 取組のきっかけ（複数選択）

表 6 取組のきっかけ（地方公共団体区分別）

	回答数	都道府県	指定都市	中核市
	(51)	(26)	(10)	(15)
所属地方公共団体において、性犯罪者の再犯防止に関する方針や計画等を掲げているため	45.1% (23)	42.3% (11)	50.0% (5)	46.7% (7)
地域再犯防止推進モデル事業を実施したため	19.6% (10)	34.6% (9)	0.0% (0)	6.7% (1)
地域再犯防止推進モデル事業以外の国等の事業に参加したため	2.0% (1)	3.8% (1)	0.0% (0)	0.0% (0)
地域内の性犯罪者やその家族からの要望が多いため	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)
地域住民(性犯罪者以外)からの要望が多いため	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)
その他	51.0% (26)	50.0% (13)	50.0% (5)	53.3% (8)

(注 1) 構成比は、地方公共団体区分別の回答総数に対する各選択肢の回答数の割合を示す。

(注 2) 括弧内の値は回答数である。

【その他（主な自由記述）】

- ・ 再犯防止推進計画、再犯の防止等の推進に関する法律、性犯罪・性被害から子どもを

守るための条例等。

- ・ 地域生活定着支援センター実施の地域生活定着促進事業への参加。
- ・ 相談事業にて、幅広い罪種について及び幅広い年齢層からの相談ニーズが確認できたため。
- ・ 従来保護司会等への支援を実施している。

(2) 性犯罪者の再犯防止に向けた取組の内容

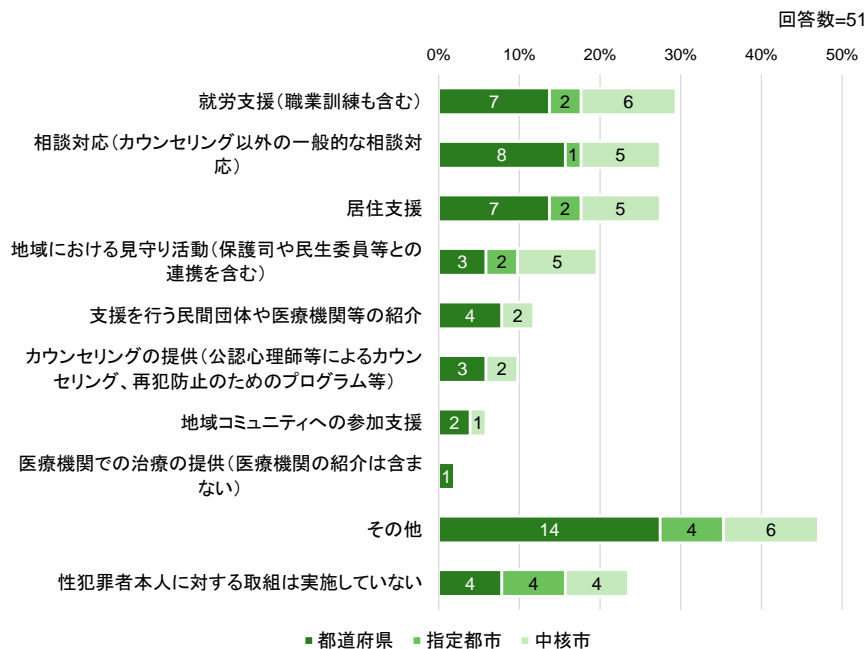
「性犯罪者の再犯防止に特化した取組を実施している」あるいは「性犯罪者を含む犯罪者の再犯防止のための取組を実施している」と回答した団体を対象に、性犯罪者の再犯防止に向けた取組の内容について、以下の通り調査した。

1) 性犯罪者本人に対する、再犯防止に向けた支援内容

性犯罪者本人に対する再犯防止に向けた支援内容は、「就労支援（職業訓練も含む）」「相談対応（カウンセリング以外の一般的な相談対応）」「居住支援」が30%弱で多かった。

「カウンセリングの提供（公認心理師等によるカウンセリング、再犯防止のためのプログラム等）」「地域コミュニティへの参加支援」「医療機関での治療の提供（医療機関の紹介は含まない）」は全体の10%以下で、地域で治療やカウンセリング等の取組が進んでいないことが分かる。

なお、「性犯罪者本人に対する取組は実施していない」団体は約24%であった。



(注) 棒グラフの数値は回答数である。

図 5 性犯罪者に対する再犯防止に向けた支援内容（複数選択）

表 7 性犯罪者に対する再犯防止に向けた支援内容（地方公共団体区分別）

	回答数	都道府県	指定都市	中核市
	(51)	(26)	(10)	(15)
就労支援(職業訓練も含む)	29.4% (15)	26.9% (7)	20.0% (2)	40.0% (6)
相談対応(カウンセリング以外の一般的な相談対応)	27.5% (14)	30.8% (8)	10.0% (1)	33.3% (5)
居住支援	27.5% (14)	26.9% (7)	20.0% (2)	33.3% (5)
地域における見守り活動(保護司や民生委員等との連携を含む)	19.6% (10)	11.5% (3)	20.0% (2)	33.3% (5)
支援を行う民間団体や医療機関等の紹介	11.8% (6)	15.4% (4)	0.0% (0)	13.3% (2)
カウンセリングの提供(公認心理師等によるカウンセリング、再犯防止のためのプログラム等)	9.8% (5)	11.5% (3)	0.0% (0)	13.3% (2)
地域コミュニティへの参加支援	5.9% (3)	7.7% (2)	0.0% (0)	6.7% (1)
医療機関での治療の提供(医療機関の紹介は含まない)	2.0% (1)	3.8% (1)	0.0% (0)	0.0% (0)
その他	47.1% (24)	53.8% (14)	40.0% (4)	40.0% (6)
性犯罪者本人に対する取組は実施していない	23.5% (12)	15.4% (4)	40.0% (4)	26.7% (4)

(注1) 構成比は、地方公共団体区分別の回答総数に対する各選択肢の回答数の割合を示す。

(注2) 括弧内の値は回答数である。

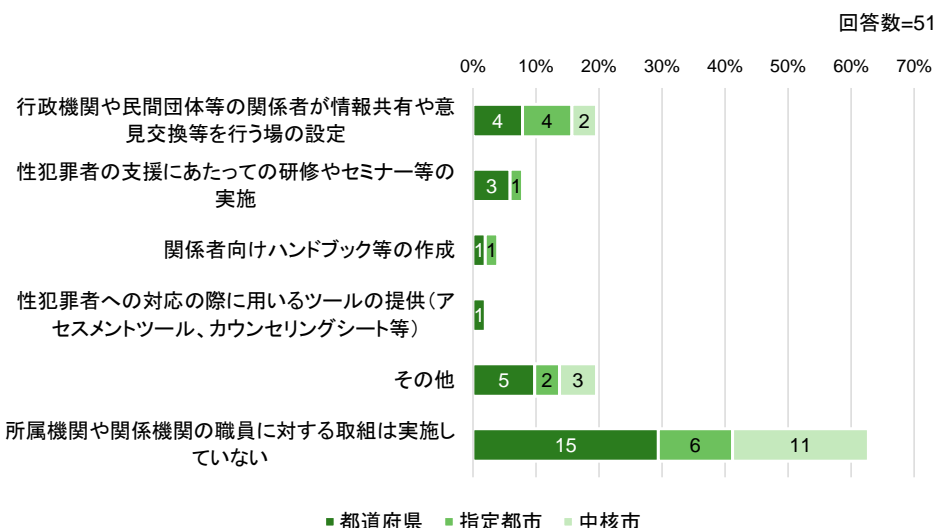
【その他（主な自由記述）】

- ・ 面接を行うなど再犯を防止するための助言・指導等を実施。
- ・ 地域生活定着促進事業実施要領に基づく帰住先の確保、福祉サービス利用に向けた調整等の支援。
- ・ 本人の状況や生活環境等についてアセスメントをし、支援機関につなげる。
- ・ 民間支援団体等への活動支援。
- ・ 犯罪者に限らず、課題を抱える人に対する包括的な支援体制の構築に取り組んでいる。

2) 所属機関や関係機関で性犯罪者への対応をする職員への支援内容

性犯罪者への対応をする職員への支援内容は、「行政機関や民間団体等の関係者が情報共有や意見交換等を行う場の設定」と回答した団体が約 20%で最も多かった。ハンドブックの作成やツールの提供を行っている団体は少なかった。

なお、「所属機関や関係機関の職員に対する取組は実施していない」と回答した団体は約 63%であった。



(注) 棒グラフの数値は回答数である。

図 6 性犯罪者に対応をする職員への支援内容（複数選択）

表 8 性犯罪者に対応をする職員への支援内容（地方公共団体区分別）

	回答数	都道府県	指定都市	中核市
	(51)	(26)	(10)	(15)
行政機関や民間団体等の関係者が情報共有や意見交換等を行う場の設定	19.6% (10)	15.4% (4)	40.0% (4)	13.3% (2)
性犯罪者の支援にあたっての研修やセミナー等の実施	7.8% (4)	11.5% (3)	10.0% (1)	0.0% (0)
関係者向けハンドブック等の作成	3.9% (2)	3.8% (1)	10.0% (1)	0.0% (0)
性犯罪者への対応の際に用いるツールの提供(アセスメントツール、カウンセリングシート)	2.0% (1)	3.8% (1)	0.0% (0)	0.0% (0)
その他	19.6% (10)	19.2% (5)	20.0% (2)	20.0% (3)
所属機関や関係機関の職員に対する取組は実施していない	62.7% (32)	57.7% (15)	60.0% (6)	73.3% (11)

(注 1) 構成比は、地方公共団体区分別の回答総数に対する各選択肢の回答数の割合を示す。

(注 2) 括弧内の値は回答数である。

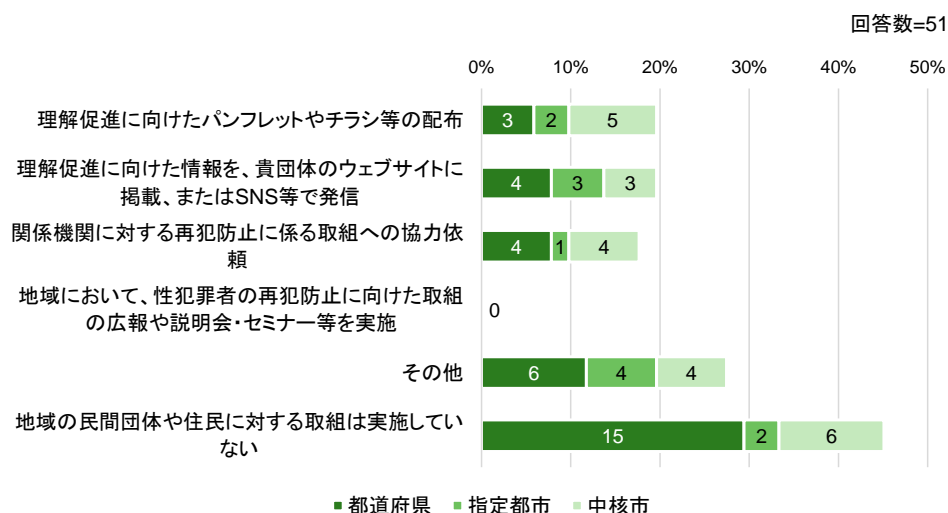
【その他（主な自由記述）】

- ・ 性犯罪者を含む犯罪者の再犯防止のための取組として、再犯防止に取り組む公的機関、民間団体の関係者が情報共有や意見交換等を行う再犯防止連絡協議会を実施。
- ・ 関係機関と協力して事例検討型研修を実施。
- ・ 保護観察所や保護司会等との事例検討会を定期的に開催。

3) 地域の民間団体や住民に対する、性犯罪者の再犯防止に向けた働き掛け（広報啓発活動、協力依頼等）の内容

地域の民間団体や住民に対する、性犯罪者の再犯防止に向けた広報啓発活動、協力依頼等については、「理解促進に向けたパンフレットやチラシ等の配布」「理解促進に向けた情報を、貴団体のウェブサイトに掲載、またはSNS等で発信」「関係機関に対する再犯防止に係る取組への協力依頼」が約 18～20%で、説明会・セミナー等を実施している団体はなかった。

「地域の民間団体や住民に対する取組は実施していない」と回答した団体は約 45%であった。



(注) 棒グラフの数値は回答数である。

図 7 地域の民間団体や住民に対する性犯罪者再犯防止に向けた働き掛け（複数選択）

表 9 地域の民間団体や住民に対する性犯罪者再犯防止に向けた働き掛け（地方公共団体区分別）

	回答数	都道府県	指定都市	中核市
	(51)	(26)	(10)	(15)
理解促進に向けたパンフレットやチラシ等の配布	19.6% (10)	11.5% (3)	20.0% (2)	33.3% (5)
理解促進に向けた情報を、貴団体のウェブサイトに掲載、またはSNS等で発信	19.6% (10)	15.4% (4)	30.0% (3)	20.0% (3)
関係機関に対する再犯防止に係る取組への協力依頼	17.6% (9)	15.4% (4)	10.0% (1)	26.7% (4)
地域において、性犯罪者の再犯防止に向けた取組の広報や説明会・セミナー等を実施	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)
その他	27.5% (14)	23.1% (6)	40.0% (4)	26.7% (4)
地域の民間団体や住民に対する取組は実施していない	45.1% (23)	57.7% (15)	20.0% (2)	40.0% (6)

(注 1) 構成比は、地方公共団体区分別の回答総数に対する各選択肢の回答数の割合を示す。

(注 2) 括弧内の値は回答数である。

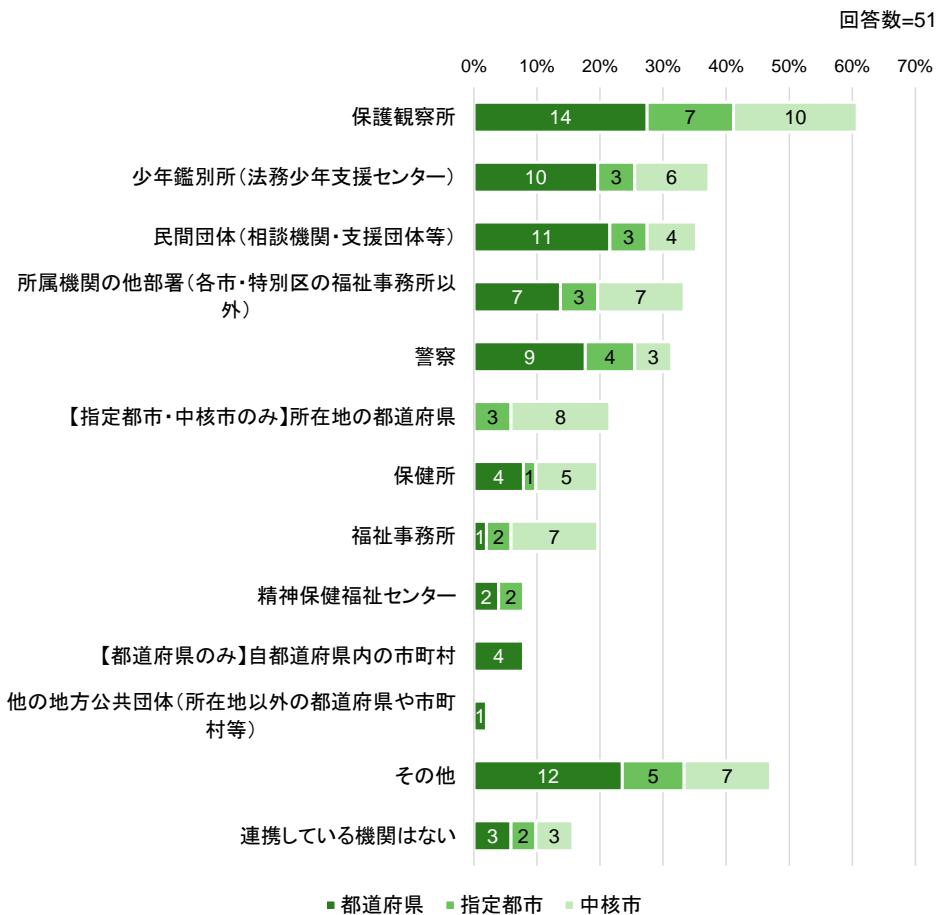
【その他（主な自由記述）】

- ・ 性犯罪者の再犯防止に特化した取組は行っていないが、性犯罪の被害防止の観点から広報啓発活動を実施。
- ・ 再犯防止全体に関する広報啓発活動や働き掛けを実施。

4) 性犯罪者の再犯防止に向けた取組を行う際に連携している機関

性犯罪者の再犯防止に向けた取組を行う際に連携している機関は、「保護観察所」が約61%で最も多かった。次いで「少年鑑別所（法務少年支援センター）」「民間団体（相談機関・支援団体等）」「所属機関の他部署（各市・特別区の福祉事務所以外）」「警察」が多く、それぞれ約31~37%であった。

一方で、「保健所」と「福祉事務所」は約20%、「精神保健福祉センター」は約8%で、他機関に比べて連携が行われていないことが分かった。



(注) 棒グラフの数値は回答数である。

図 8 連携機関（複数選択）

表 10 連携機関（地方公共団体区分別）

	回答数	都道府県	指定都市	中核市
	(51)	(26)	(10)	(15)
保護観察所	60.8% (31)	53.8% (14)	70.0% (7)	66.7% (10)
少年鑑別所（法務少年支援センター）	37.3% (19)	38.5% (10)	30.0% (3)	40.0% (6)
民間団体（相談機関・支援団体等）	35.3% (18)	42.3% (11)	30.0% (3)	26.7% (4)
所属機関の他部署（各市・特別区の福祉事務所以外）	33.3% (17)	26.9% (7)	30.0% (3)	46.7% (7)
警察	31.4% (16)	34.6% (9)	40.0% (4)	20.0% (3)
【指定都市・中核市のみ】所在地の都道府県	21.6% (11)	0.0% (0)	30.0% (3)	53.3% (8)
保健所	19.6% (10)	15.4% (4)	10.0% (1)	33.3% (5)
福祉事務所	19.6% (10)	3.8% (1)	20.0% (2)	46.7% (7)
精神保健福祉センター	7.8% (4)	7.7% (2)	20.0% (2)	0.0% (0)
【都道府県のみ】自都道府県内の市町村	7.8% (4)	15.4% (4)	0.0% (0)	0.0% (0)
他の地方公共団体（所在地以外の都道府県や市町村等）	2.0% (1)	3.8% (1)	0.0% (0)	0.0% (0)
その他	47.1% (24)	46.2% (12)	50.0% (5)	46.7% (7)
連携している機関はない	15.7% (8)	11.5% (3)	20.0% (2)	20.0% (3)

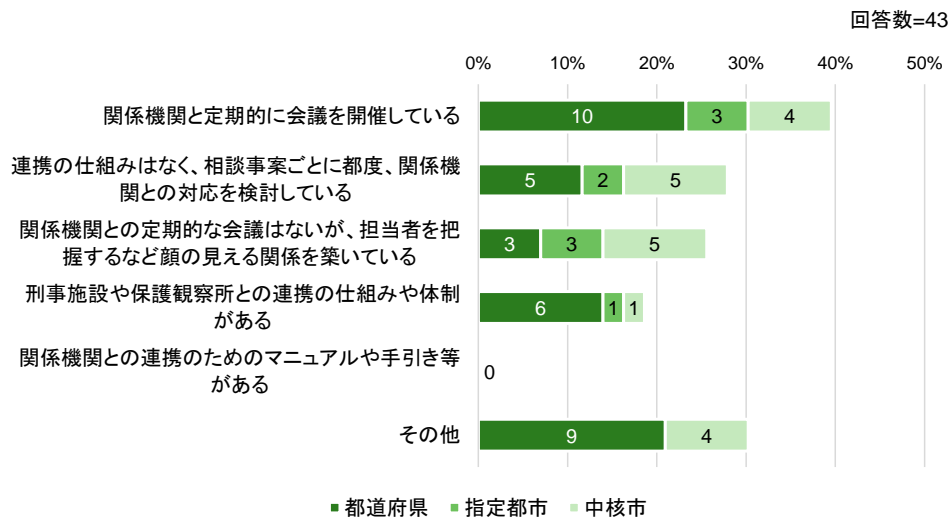
（注1）構成比は、地方公共団体区分別の回答総数に対する各選択肢の回答数の割合を示す。

（注2）括弧内の値は回答数である。

【その他（主な自由記述）】

- ・ 刑務所、地方検察庁、矯正管区、地域生活定着支援センター、弁護士会、就労支援事業所、公共職業安定所、保護司会、更生保護サポートセンター、自助グループ
- ・ 性犯罪者に特化した連携はない

性犯罪者の再犯防止に向けた取組を行う際に連携している機関があると回答した団体に対し、刑事施設や保護観察所、地域での支援を行う関係機関との連携方法について聞いたところ、「関係機関と定期的に会議を開催している」が約40%で最も高く、次いで「連携の仕組みはなく、相談事案ごとに都度、関係機関との対応を検討している」が約28%、「関係機関との定期的な会議はないが、担当者を把握するなど顔の見える関係を築いている」が約26%であった。マニュアルや手引き等がある団体はなかった。



(注) 棒グラフの数値は回答数である。

図 9 連携方法（複数選択）

表 11 連携方法（地方公共団体区分別）

	回答数	都道府県	指定都市	中核市
	(43)	(26)	(10)	(15)
関係機関と定期的に会議を開催している	39.5% (17)	38.5% (10)	30.0% (3)	26.7% (4)
連携の仕組みはなく、相談事案ごとに都度、関係機関との対応を検討している	27.9% (12)	19.2% (5)	20.0% (2)	33.3% (5)
関係機関との定期的な会議はないが、担当者を把握するなど顔の見える関係を築いている	25.6% (11)	11.5% (3)	30.0% (3)	33.3% (5)
刑事施設や保護観察所との連携の仕組みや体制がある	18.6% (8)	23.1% (6)	10.0% (1)	6.7% (1)
関係機関との連携のためのマニュアルや手引き等がある	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)
その他	30.2% (13)	34.6% (9)	0.0% (0)	26.7% (4)

(注1) 構成比は、地方公共団体区分別の回答総数に対する各選択肢の回答数の割合を示す。

(注2) 括弧内の値は回答数である。

【その他（主な自由記述）】

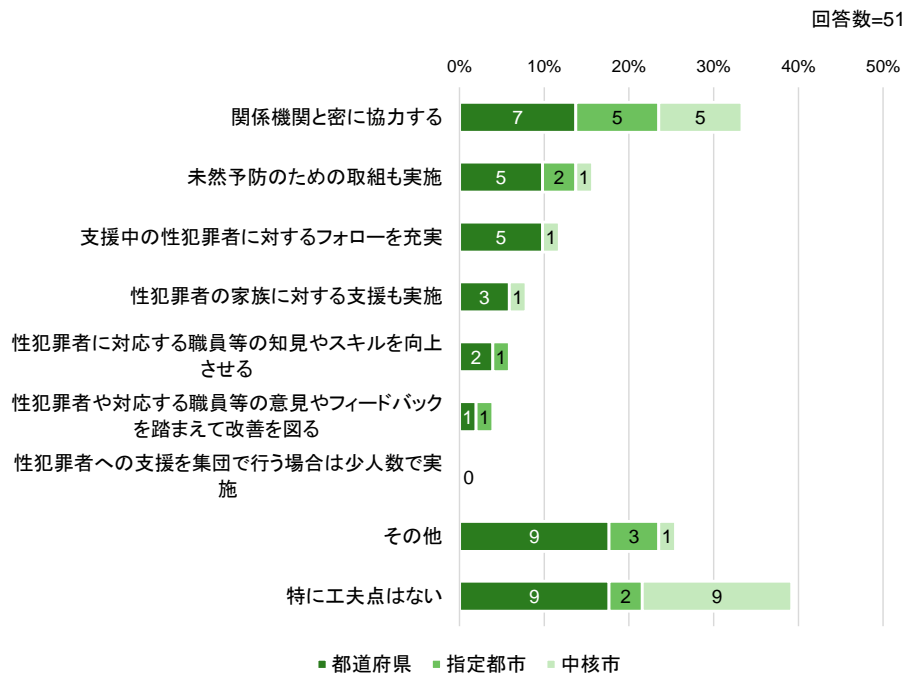
- ・ 外部団体に就労支援事業や地域生活定着促進事業を委託。
- ・ 広報啓発活動を実施する際に各機関と連携。
- ・ 地域生活定着促進事業の流れで個別支援会議や研修会等を実施。

(3) 性犯罪者の再犯防止に向けた取組における工夫・課題等

「性犯罪者の再犯防止に特化した取組を実施している」、あるいは「性犯罪者を含む犯罪者の再犯防止のための取組を実施している」と回答した団体を対象に、性犯罪者の再犯防止に向けた取組の工夫・課題等について、以下の通り調査した。

1) 性犯罪者の再犯防止に向けた取組を行う際に工夫している点

性犯罪者の再犯防止に向けた取組を行う際に工夫している点は、「関係機関と密に協力する」と回答した団体が約 33%で最も多い。一方で、「性犯罪者に対応する職員等の知見やスキルを向上させる」「性犯罪者や対応する職員等の意見やフィードバックを踏まえて改善を図る」は5%前後で、職員の知見・スキルの向上や現場での対応内容の改善等がほとんど行われていないことが伺える。



(注) 棒グラフの数値は回答数である。

図 10 取組の工夫点（複数選択）

表 12 取組の工夫点（地方公共団体区分別）

	回答数	都道府県	指定都市	中核市
	(51)	(26)	(10)	(15)
関係機関と密に協力する	33.3% (17)	26.9% (7)	50.0% (5)	33.3% (5)
未然予防のための取組も実施	15.7% (8)	19.2% (5)	20.0% (2)	6.7% (1)
支援中の性犯罪者に対するフォローを充実	11.8% (6)	19.2% (5)	0.0% (0)	6.7% (1)
性犯罪者の家族に対する支援も実施	7.8% (4)	11.5% (3)	0.0% (0)	6.7% (1)
性犯罪者に対応する職員等の知見やスキルを向上させる	5.9% (3)	7.7% (2)	10.0% (1)	0.0% (0)
性犯罪者や対応する職員等の意見やフィードバックを踏まえて改善を図る	3.9% (2)	3.8% (1)	10.0% (1)	0.0% (0)
性犯罪者への支援を集団で行う場合は少人数で実施	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)
その他	25.5% (13)	34.6% (9)	30.0% (3)	6.7% (1)
特に工夫点はない	39.2% (20)	34.6% (9)	20.0% (2)	60.0% (9)

(注 1) 構成比は、地方公共団体区分別の回答総数に対する各選択肢の回答数の割合を示す。

(注 2) 括弧内の値は回答数である。

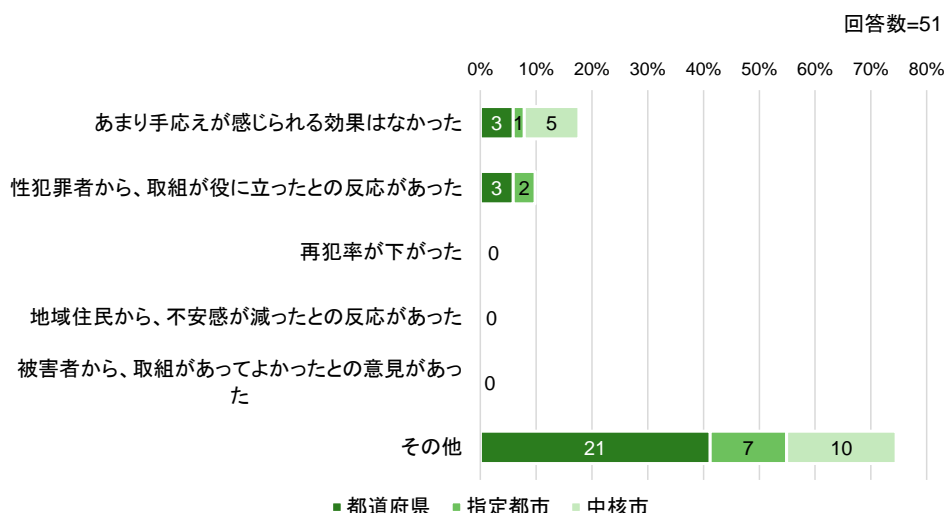
【その他（主な自由記述）】

- ・ 性犯罪者に特化した取組ではないが、更生や社会復帰に係る複数の施策を推進することとしている。

2) 性犯罪者の再犯防止に向けた取組全体の効果について分かっていること

性犯罪者の再犯防止に向けた取組全体の効果について、「あまり手応えや感じられる効果はなかった」が約 18%で最も多かった。「性犯罪者から、取組が役に立ったとの反応があった」という団体は約 10%であったが、「その他」の自由記述には、対象者からの反応や問い合わせがあったとの記載もあった。

なお、「再犯率が下がった」「地域住民から、不安感が減ったとの反応があった」「被害者から、取組があってよかったとの意見があった」という団体はなかった。



(注) 棒グラフの数値は回答数である。

図 11 取組全体の効果 (複数選択)

表 13 取組全体の効果 (地方公共団体区分別)

	回答数	都道府県	指定都市	中核市
	(51)	(26)	(10)	(15)
あまり手応えが感じられる効果はなかった	17.6% (9)	11.5% (3)	10.0% (1)	33.3% (5)
性犯罪者から、取組が役に立ったとの反応があった	9.8% (5)	11.5% (3)	20.0% (2)	0.0% (0)
再犯率が下がった	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)
地域住民から、不安感が減ったとの反応があった	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)
被害者から、取組があつてよかったとの意見があつた	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)	0.0% (0)
その他	74.5% (38)	80.8% (21)	70.0% (7)	66.7% (10)

(注1) 構成比は、地方公共団体区分別の回答総数に対する各選択肢の回答数の割合を示す。

(注2) 括弧内の値は回答数である。

【その他 (主な自由記述)】

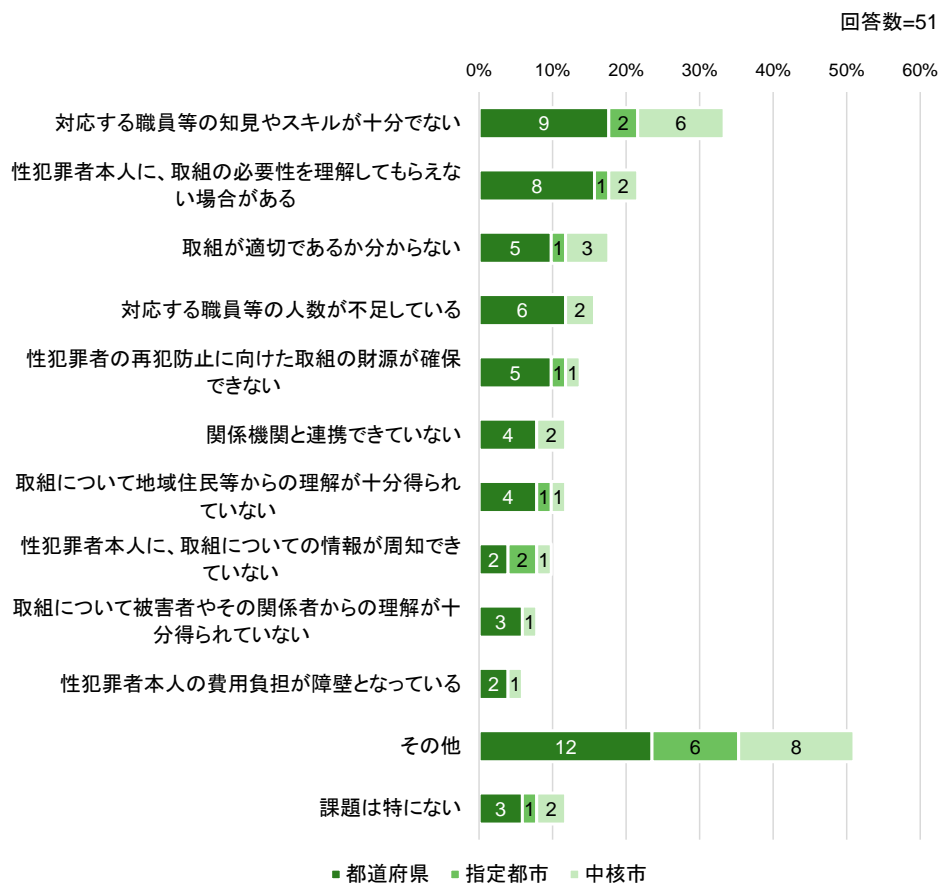
- ・ 把握していない、あるいは事例が少ないため、効果について分かっていることがない。
- ・ 相談窓口を利用した相談者から、相談できてよかったとの声があった。
- ・ 関係機関から、有意義な取組であるとの意見があった。
- ・ 性犯罪に特化した取組はしていないが、自立更生者や支援者から、取組が役に立ったとの反応があった。
- ・ 継続的な関わりによって再犯期間が延びている対象者もいる。
- ・ 性犯罪に限らず、再犯防止全体として、再犯防止推進会議の開催により関係者同士のつながり形成が行われている。

3) 性犯罪者本人に対する支援に関する課題

性犯罪者本人に対する支援に関する課題については、「対応する職員等の知見やスキルが十分でない」が約33%で最も多かった。

「性犯罪者本人に、取組の必要性を理解してもらえない場合がある」は全体の約22%であった。

自由記述では、性犯罪に関する対応の難しさ（通常の接触が難しい、センシティブな情報を含む、地域住民等からの理解が得られにくい等）も挙げられている。



(注) 棒グラフの数値は回答数である。

図 12 性犯罪者本人に対する支援に関する課題（複数選択）

表 14 性犯罪者本人に対する支援に関する課題（地方公共団体区分別）

	回答数	都道府県	指定都市	中核市
	(51)	(26)	(10)	(15)
対応する職員等の知見やスキルが十分でない	33.3% (17)	34.6% (9)	20.0% (2)	40.0% (6)
性犯罪者本人に、取組の必要性を理解してもらえない場合がある	21.6% (11)	30.8% (8)	10.0% (1)	13.3% (2)
取組が適切であるか分からない	17.6% (9)	19.2% (5)	10.0% (1)	20.0% (3)
対応する職員等の人数が不足している	15.7% (8)	23.1% (6)	0.0% (0)	13.3% (2)
性犯罪者の再犯防止に向けた取組の財源が確保できない	13.7% (7)	19.2% (5)	10.0% (1)	6.7% (1)
関係機関と連携できていない	11.8% (6)	15.4% (4)	0.0% (0)	13.3% (2)
取組について地域住民等からの理解が十分得られていない	11.8% (6)	15.4% (4)	10.0% (1)	6.7% (1)
性犯罪者本人に、取組についての情報が周知できていない	9.8% (5)	7.7% (2)	20.0% (2)	6.7% (1)
取組について被害者やその関係者からの理解が十分得られていない	7.8% (4)	11.5% (3)	0.0% (0)	6.7% (1)
性犯罪者本人の費用負担が障壁となっている	5.9% (3)	7.7% (2)	0.0% (0)	6.7% (1)
その他	51.0% (26)	46.2% (12)	60.0% (6)	53.3% (8)
課題は特にない	11.8% (6)	11.5% (3)	10.0% (1)	13.3% (2)

(注1) 構成比は、地方公共団体区分別の回答総数に対する各選択肢の回答数の割合を示す。

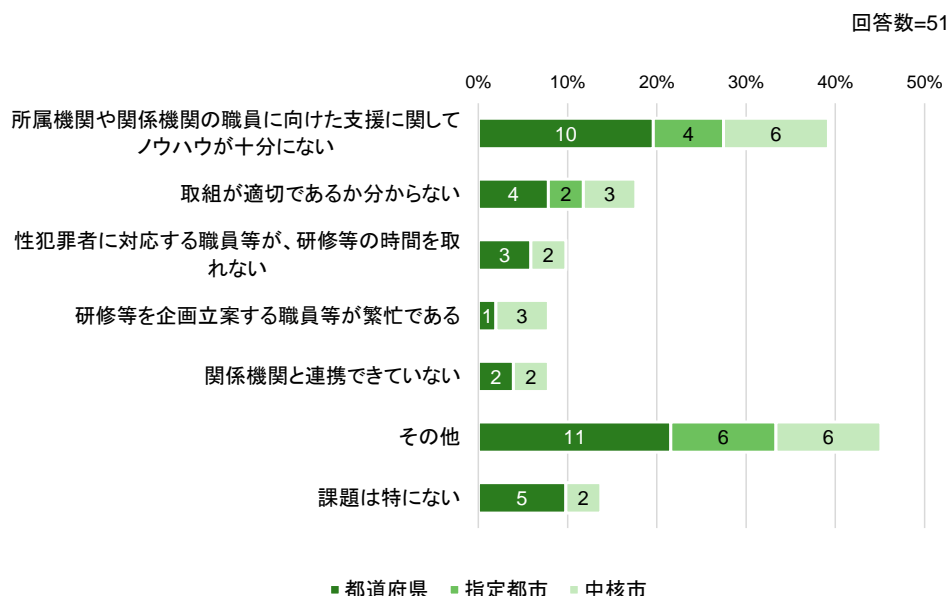
(注2) 括弧内の値は回答数である。

【その他（主な自由記述）】

- ・ 性犯罪者本人と行政機関との接点確保が困難（性犯罪者については通常の接触が難しい面が想定される）。
- ・ 性犯罪者等の支援については、高度なスキルが必要となる。
- ・ センシティブな情報を多く含み、一時的な本人への関わりでは加害行為が低減しにくいとため、本人の認知の歪みや障害特性を十分に理解しておく必要がある。
- ・ 取組の効果検証には対象者の再犯歴が必要で、国から情報提供があるとよい。
- ・ 個人情報の関係もあり性犯罪者を個別に把握し支援するのが難しい。
- ・ 性犯罪の件数自体が少ない。
- ・ 再犯防止のための更生支援について、性犯罪の場合は特に地域住民等の理解が得られにくいと思われる。

4) 所属機関や関係機関で性犯罪者への対応をする職員への支援における課題

性犯罪者への対応をする職員への支援における課題については、「所属機関や関係機関の職員に向けた支援に関してノウハウが十分でない」が約 39%で最も多く、ノウハウが十分でないことが主な課題となっていることが伺える。



(注) 棒グラフの数値は回答数である。

図 13 性犯罪者に対応する職員への支援における課題（複数選択）

表 15 性犯罪者に対応する職員への支援における課題（地方公共団体区分別）

	回答数	都道府県	指定都市	中核市
	(51)	(26)	(10)	(15)
所属機関や関係機関の職員に向けた支援に関してノウハウが十分でない	39.2% (20)	38.5% (10)	40.0% (4)	40.0% (6)
取組が適切であるか分からない	17.6% (9)	15.4% (4)	20.0% (2)	20.0% (3)
性犯罪者に対応する職員等が、研修等の時間を取れない	9.8% (5)	11.5% (3)	0.0% (0)	13.3% (2)
研修等を企画立案する職員等が繁忙である	7.8% (4)	3.8% (1)	0.0% (0)	20.0% (3)
関係機関と連携できていない	7.8% (4)	7.7% (2)	0.0% (0)	13.3% (2)
その他	45.1% (23)	42.3% (11)	60.0% (6)	40.0% (6)
課題は特でない	13.7% (7)	19.2% (5)	0.0% (0)	13.3% (2)

(注1) 構成比は、地方公共団体区分別の回答総数に対する各選択肢の回答数の割合を示す。

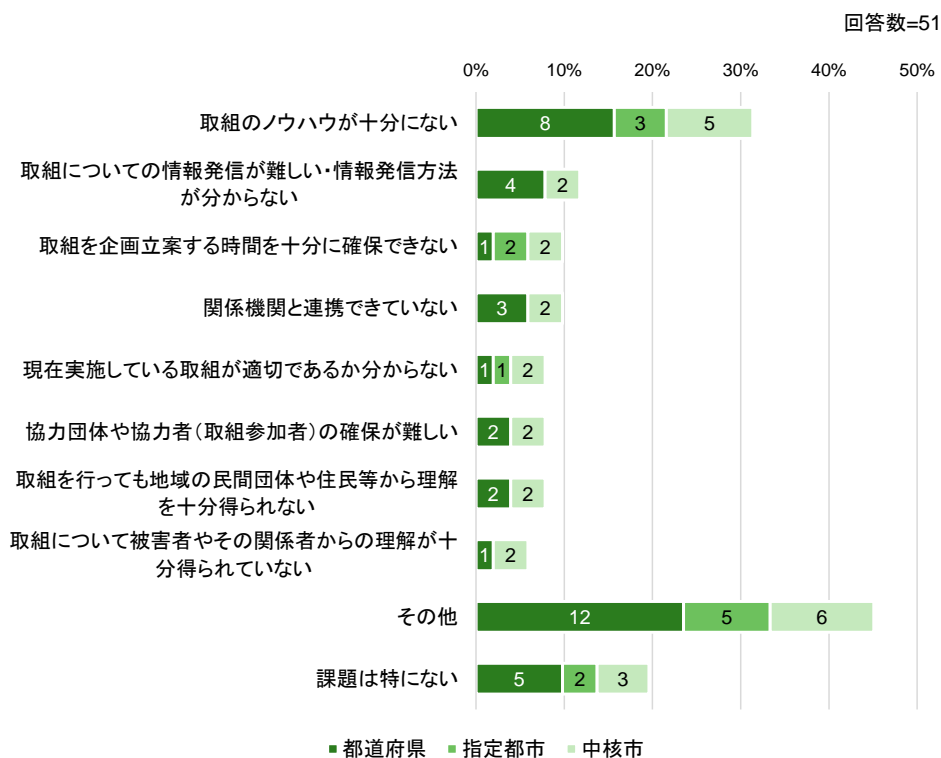
(注2) 括弧内の値は回答数である。

【その他（主な自由記述）】

- ・ 対応する職員が性依存症に関する専門的知識を有していない。
- ・ 性犯罪者に特化した取組はないため、課題整理ができていない。
- ・ 性犯罪者への支援に特化した研修を行うより、更生支援の枠組みの中で対応している。

5) 地域の民間団体や住民に対する、性犯罪者の再犯防止に向けた働き掛けに関する課題

地域の民間団体や住民に対する、性犯罪者の再犯防止に向けた働き掛け（広報啓発活動、協力依頼等）に関する課題については、「取組のノウハウが十分でない」が約31%で最も多く、ノウハウが十分でないことが主な課題となっていることが伺える。



(注) 棒グラフの数値は回答数である。

図 14 地域の民間団体や住民に対する性犯罪者再犯防止に向けた働き掛けにおける課題（複数選択）

表 16 地域の民間団体や住民に対する性犯罪者再犯防止に向けた働き掛けにおける課題（地方公共団体区分別）

	回答数	都道府県	指定都市	中核市
	(51)	(26)	(10)	(15)
取組のノウハウが十分でない	31.4% (16)	30.8% (8)	30.0% (3)	33.3% (5)
取組についての情報発信が難しい・情報発信方法が分からない	11.8% (6)	15.4% (4)	0.0% (0)	13.3% (2)
取組を企画立案する時間を十分に確保できない	9.8% (5)	3.8% (1)	20.0% (2)	13.3% (2)
関係機関と連携できていない	9.8% (5)	11.5% (3)	0.0% (0)	13.3% (2)
現在実施している取組が適切であるか分からない	7.8% (4)	3.8% (1)	10.0% (1)	13.3% (2)
協力団体や協力者（取組参加者）の確保が難しい	7.8% (4)	7.7% (2)	0.0% (0)	13.3% (2)
取組を行っても地域の民間団体や住民等から理解を十分得られない	7.8% (4)	7.7% (2)	0.0% (0)	13.3% (2)
取組について被害者やその関係者からの理解が十分得られていない	5.9% (3)	3.8% (1)	0.0% (0)	13.3% (2)
その他	45.1% (23)	46.2% (12)	50.0% (5)	40.0% (6)
課題は特になし	19.6% (10)	19.2% (5)	20.0% (2)	20.0% (3)

（注1）構成比は、地方公共団体区分別の回答総数に対する各選択肢の回答数の割合を示す。

（注2）括弧内の値は回答数である。

【その他（主な自由記述）】

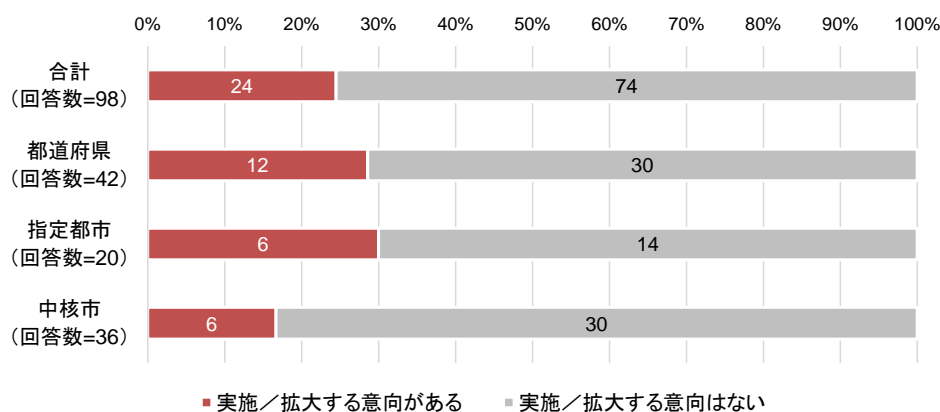
- ・ 被害防止に関する広報啓発活動を中心に行っているため、性犯罪者の再犯防止に向けた働き掛けまで手が及んでいない。
- ・ 広報啓発活動のための財源が確保できていない。
- ・ 再犯防止のための更生支援について、性犯罪の場合は特に地域住民等の理解が得られにくいと思われる。

(4) 性犯罪者の再犯防止に向けた取組に関する今後の実施意向、考え等

1) 性犯罪者の再犯防止に向けた取組の実施／拡大意向の有無

全団体に対し、今後性犯罪者の再犯防止に向けた取組を実施／拡大する意向があるかについて聞いたところ、「実施／拡大する意向がある」と回答した団体は24団体で、全体の約4分の1を占めている。

地方公共団体の区分毎では、「実施／拡大する意向がある」と回答した団体は、都道府県と指定都市はそれぞれ約30%、中核市は約17%であった。



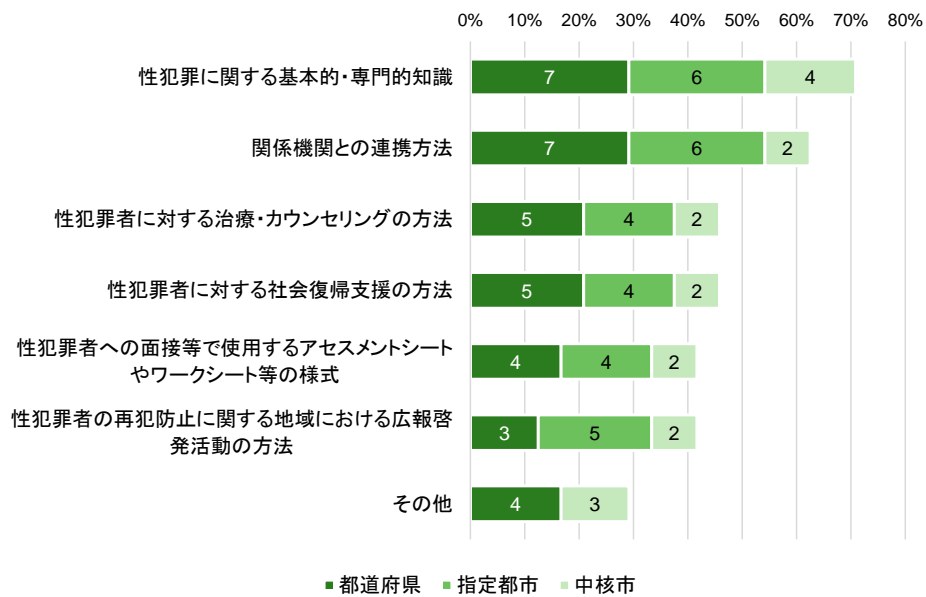
(注) 棒グラフの数値は回答数である。

図 15 今後の取組の実施／拡大意向（単数選択）

また、性犯罪者の再犯防止に向けた取組を「実施／拡大する意向がある」と回答した団体に対し、どのような情報があったらよいと思うかについて聞いたところ、「性犯罪に関する基本的・専門的知識」が約71%で最も多く、性犯罪に関する知識についてニーズが高いことが分かる。

次いで「関係機関との連携方法」が約63%、「性犯罪者に対する治療・カウンセリングの方法」「性犯罪者に対する社会復帰支援の方法」が約46%で、具体的な実施方法についてもニーズがあることが伺える。

回答数=24



(注) 棒グラフの数値は回答数である。

図 16 取組の実施／拡大に当たりあったらよいと思う情報（複数選択）

表 17 実施／拡大に当たりあったらよい情報（地方公共団体区分別）

	回答数	都道府県	指定都市	中核市
	(24)	(12)	(6)	(6)
性犯罪に関する基本的・専門的知識	70.8% (17)	58.3% (7)	100.0% (6)	66.7% (4)
関係機関との連携方法	62.5% (15)	58.3% (7)	100.0% (6)	33.3% (2)
性犯罪者に対する治療・カウンセリングの方法	45.8% (11)	41.7% (5)	66.7% (4)	33.3% (2)
性犯罪者に対する社会復帰支援の方法	45.8% (11)	41.7% (5)	66.7% (4)	33.3% (2)
性犯罪者への面接等で使用するアセスメントシートやワークシート等の様式	41.7% (10)	33.3% (4)	66.7% (4)	33.3% (2)
性犯罪者の再犯防止に関する地域における広報啓発活動の方法	41.7% (10)	25.0% (3)	83.3% (5)	33.3% (2)
その他	29.2% (7)	33.3% (4)	0.0% (0)	50.0% (3)

(注1) 構成比は、地方公共団体区分別の回答総数に対する各選択肢の回答数の割合を示す。

(注2) 括弧内の値は回答数である。

【その他（主な自由記述）】

- ・ 支援者には専門性が求められるため、国から有効に実施し得る人材に関する情報や財政的支援が得られるのであれば、取組の実施または拡大を検討していきたい。

2) 性犯罪者の再犯防止に向けた取組における課題、国・関連機関等からの支援が必要な点、今後実施したい具体的な取組等

全団体に対し、性犯罪者の再犯防止に向けた取組に関して課題に感じている点や、国・関連機関等からの支援が必要な点、今後実施したい具体的な取組や、その他日頃の取組を通じて考えていることについて調査した。主な自由記述の回答は以下の通りである。

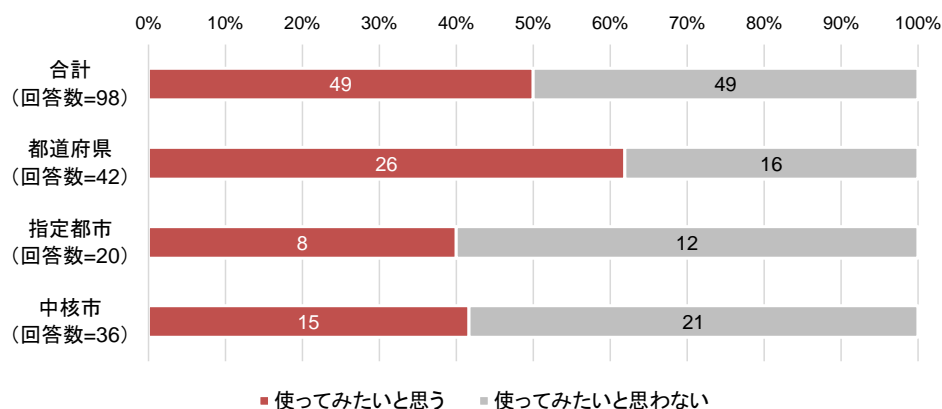
- ・ 国の財政支援やマニュアルの提供が必要（カウンセリング等を実施する場合、外部委託する費用の捻出が困難等）。
- ・ 性犯罪の実態の把握や、ノウハウ、スキルの蓄積が必要。
- ・ 性犯罪者の再犯防止については、個人情報観点から対象者の把握が難しく、本人からの支援希望などの意思表示がない限りは地方公共団体でできることには限界があると感じる。
- ・ 再犯防止推進計画への位置付けや関係団体との連携・役割分担等について、他の地方公共団体の事例等があれば検討がしやすい。
- ・ 広報啓発や研修会を今後実施したい。

(5) 性犯罪者に対する再犯防止プログラムに関する考え

1) 性犯罪者に対する再犯防止プログラムの使用意向

全団体に対し、性犯罪者に対する再犯防止プログラムを使ってみたいと思うかについて聞いたところ、「使ってみたいと思う」が半数となっている。

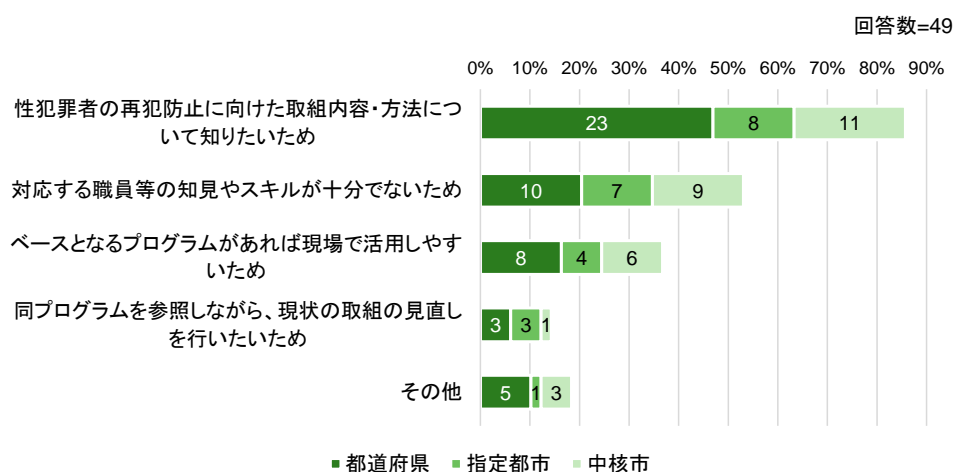
地方公共団体の区分毎では、「使ってみたいと思う」と回答した団体は、都道府県で約62%、指定都市及び中核市は約40~42%であった。



(注) 棒グラフの数値は回答数である。

図 17 再犯防止プログラムの使用意向 (単数選択)

また、性犯罪者に対する再犯防止プログラムを「使ってみたい」と回答した団体に対し、その理由について聞いたところ、「性犯罪者の再犯防止に向けた取組内容・方法について知りたいため」が約86%で最も多かった。次いで「対応する職員等の知見やスキルが十分でないため」が約53%で多かった。



(注) 棒グラフの数値は回答数である。

図 18 再犯防止プログラムを使ってみたい理由 (複数選択)

表 18 再犯防止プログラムを使ってみたい理由（地方公共団体区分別）

	回答数	都道府県	指定都市	中核市
	(49)	(26)	(8)	(15)
性犯罪者の再犯防止に向けた取組内容・方法について知りたいため	85.7% (42)	88.5% (23)	100.0% (8)	73.3% (11)
対応する職員等の知見やスキルが十分でないため	53.1% (26)	38.5% (10)	87.5% (7)	60.0% (9)
ベースとなるプログラムがあれば現場で活用しやすいため	36.7% (18)	30.8% (8)	50.0% (4)	40.0% (6)
同プログラムを参照しながら、現状の取組の見直しを行いたいため	14.3% (7)	11.5% (3)	37.5% (3)	6.7% (1)
その他	18.4% (9)	19.2% (5)	12.5% (1)	20.0% (3)

(注1) 構成比は、地方公共団体区分別の回答総数に対する各選択肢の回答数の割合を示す。

(注2) 括弧内の値は回答数である。

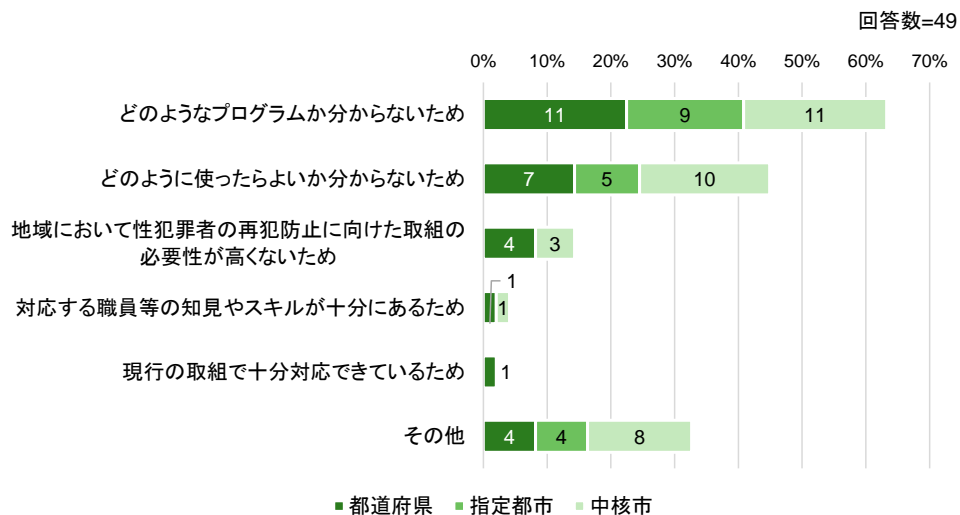
【その他（主な自由記述）】

- ・ 性犯罪者を対象とした取組に直接活用することはないが、職員等の知見の向上のために参考としたい。
- ・ 市町村や関係機関との連携で、当該プログラムの周知を図ることで、性犯罪に対する再犯防止の意識醸成が見込める。
- ・ 今後、性犯罪者に特化した再犯防止への取組を実施することになった場合、専門的な知見やスキルがないため、再犯防止プログラムを使ってみたい。

さらに、性犯罪者に対する再犯防止プログラムを「使ってみたいと思わない」と回答した団体に対し、その理由について聞いたところ、「どのようなプログラムか分からないため」が約 63%で最も多く、次いで「どのように使ったらよいか分からないため」が約 45%であった。

「地域において性犯罪者の再犯防止に向けた取組の必要性が高くないため」「対応する職員等の知見やスキルが十分にあるため」「現行の取組で十分対応できているため」という回答が少ないことから、プログラムを現場で活用していただく余地は十分にあると考えられ、プログラムの内容や使い方を分かりやすく伝えることで、活用が広がる可能性があると考えられる。

ただし自由記述では、国、県、市町村の役割分担の在り方の明確化に関する要望や、新たな取組を行う余裕がないこと、性犯罪者を対象とした取組の必要性が乏しいこと、住民からの理解を得られないこと等が記載されている。再犯防止プログラムの必要性を示すとともに、各地方公共団体に求められる役割や対応内容を具体的に提示する必要があると考えられる。



(注) 棒グラフの数値は回答数である。

図 19 再犯防止プログラムを使ってみたくはない理由（複数選択）

表 19 再犯防止プログラムを使ってみたくはない理由（地方公共団体区分別）

	回答数	都道府県	指定都市	中核市
	(49)	(16)	(12)	(21)
どのようなプログラムが分からないため	63.3% (31)	68.8% (11)	75.0% (9)	52.4% (11)
どのように使ったらよいか分からないため	44.9% (22)	43.8% (7)	41.7% (5)	47.6% (10)
地域において性犯罪者の再犯防止に向けた取組の必要性が高くないため	14.3% (7)	25.0% (4)	0.0% (0)	14.3% (3)
対応する職員等の知見やスキルが十分にあるため	4.1% (2)	6.3% (1)	0.0% (0)	4.8% (1)
現行の取組で十分対応できているため	2.0% (1)	6.3% (1)	0.0% (0)	0.0% (0)
その他	32.7% (16)	25.0% (4)	33.3% (4)	38.1% (8)

(注 1) 構成比は、地方公共団体区分別の回答総数に対する各選択肢の回答数の割合を示す。

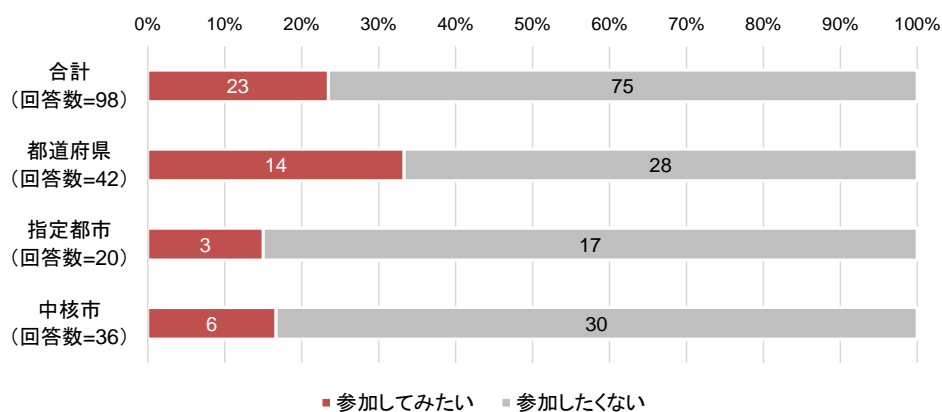
(注 2) 括弧内の値は回答数である。

【その他（主な自由記述）】

- ・ 職員の人員が不足しており、新たな取組を行うことが難しいため。
- ・ 犯罪者の再犯防止に特化した窓口がないため。
- ・ 国、県、市町村の役割分担が明確でないため、事業化は難しい。
- ・ 性犯罪者の再犯防止について専門的な知識や対応を必要とするのであれば、市町村ではなく、都道府県で専門職員を配置して対応するのはどうか。
- ・ 住民の理解が得られないため。
- ・ 既存プログラムがあるため。

2) 性犯罪者に対する再犯防止プログラムの試行実施への参加意向

全団体に対し、性犯罪者に対する再犯防止プログラムの試行実施（令和4年度実施）に参加してみたいと思うかについて聞いたところ、「参加してみたい」と回答した団体は23団体で、全体の約23%であった。



(注) 棒グラフの数値は回答数である。

図 20 再犯防止プログラムの試行実施への参加意向（単数選択）

2.2.2 ヒアリング調査

アンケート調査に回答いただいた地方公共団体のうち、特に参考となる取組を行っていると思われる地方公共団体と、参考となる取組を実施している民間団体に対して、オンラインまたは書面によるヒアリングを実施した。

そのうち、主な調査結果は以下の通りである。

(1) 地方公共団体における取組

1) 都道府県 A 精神保健福祉センター

依存症の相談対応を実施しており、内容は、アルコール健康障害、ギャンブル等依存症、薬物依存症が中心ではあるが、中には性に関する問題行動で悩んでいる人から相談が寄せられることがある。

主な対応方法は、相談員と医師による相談対応であるが、令和4年8月、保護観察所の協力で、保護観察所の性犯罪再犯防止プログラムで使用しているものをベースとしたワークブックを作成した。今後は、相談者の希望があれば、ワークブックによる学習を実施予定である。

なお、性に関する問題は、男性相談者が女性相談員には話しにくいというケースも多い。その場合は、女性相談員が席を外して、男性医師のみで相談対応等を行っている。

2) 都道府県 B

矯正施設等の入所者が出所後すぐに福祉の支援を受けられるよう、自都道府県から相談支援機関につなぐ取組を実施している。性犯罪をした者に特化したものではなく、犯罪をした者を対象としている。

自都道府県では、矯正施設職員等が対象者としてしっかり相談した上で、対象者がリーフレットにある相談したい内容と希望帰住先の記入と同意書へのサイン、矯正施設職員等がフェイスシートと支援依頼書を作成し、自都道府県へ送付する。支援依頼書等を受け取った自都道府県は相談支援機関と矯正施設等との調整を図り、面接の経験を有するオブザーバの同席のもと、矯正施設等に入所している対象者への聞き取り調査や面接を行い、対象者の出所後の福祉支援について検討・準備を行う。

自都道府県ではマニュアルは作らず支援体制の簡単な流れを示した資料を作成し、あとは対象者に合わせて対応している。

相談支援機関の業務については、主に社会福祉法人に委託し、社会福祉士が対応することが多い。同機関がメインで相談を受け付けて、相談内容に応じ同機関が社会資源として把握している機関（NPO や自立準備ホーム、市役所、保健所等）につないでいる。

3) 都道府県 C

都道府県 C の、「子どもを性犯罪から守る条例」は、子供に対する性犯罪を未然に防止するため、平成24年10月1日に施行した。本条例では、18歳未満の子供に対し、強制わいせつ等の性犯罪をして、刑期満了の日から5年を経過しない者が、都道府県 C に住所を定

めた場合、14 日以内に住所等の届出義務を課している。また、その届出について内容の確認が得られた者に対して、社会復帰に関する相談その他必要な支援を行っている。具体的な支援内容として、性加害に焦点を当てた「専門プログラム」や、届出をされた方が他人に知られたくないことに十分に配慮しながら、専門の支援員が適切な関係機関を紹介するなど相談を行う「社会生活サポート」を行っている。

4) 都道府県 D

令和 2 年 5 月から条例に基づき、性暴力加害者相談窓口を開設し、18 歳未満の子供に対する性犯罪で服役した出所者に対して当該窓口での住所等の届出を義務付けている。

また、前記届出者を含む性暴力加害者が再発防止や社会復帰のための支援を窓口に出した場合、必要に応じて再発防止に向けたカウンセリング（再犯防止専門プログラム）等の支援を行っている。

支援のために、常勤で精神保健福祉士の支援専門員 1 名を配置しているほか、非常勤で、カウンセラー 2 名（いずれも臨床心理士）とスーパーバイザー 3 名（臨床心理士 2 名、精神科医 1 名）を配置している。

原則、相談は支援専門員がまず電話で対応し、相談者がカウンセリング等を希望する場合は面接により内容を確認する。相談者への支援の要否及び支援に係る対応方針は、当該相談内容をもとに、カウンセラーやスーパーバイザーを含めた会議で決定している。

窓口では平日の 9 時から 17 時まで相談等を受け付けているが、再犯防止専門プログラム（事前予約制）については、令和 4 年 4 月から、週 2 日、21 時まで時間を拡大した。

5) 中核市 A

平成 28 年頃から市が採用した弁護士職員により入口支援を始めた。法務省の地域再犯防止推進モデル事業を市が受託し、平成 30 年から市社会福祉協議会に更生支援コーディネート事業を委託して更生支援の取組を実施している。平成 31 年に更生支援及び再犯防止等に関する条例が制定され、令和 2 年 10 月からは、市の単独予算で事業を実施している。

性犯罪に特化した取組ではなく、逮捕時の入口支援や出所後の生活再建のための出口支援を主とした伴走型支援である。

市から市社会福祉協議会には、更生支援コーディネート事業のほかに、地域総合支援センター、後見支援センター、基幹相談支援センターの運営事業も委託しているため、同じ法人内で連携して支援を実施している。

保護観察所とは対応方針に関する打合せを行うこともあるほか、検察庁等の司法関係機関とも定期的な協議の場を設けている。

(2) 民間団体等における取組

1) 医療機関 A

性加害者への治療プログラム、家族セミナー等を実施している。プログラムの手法は認知行動療法であり、初年度の全 12 回の大枠は決まっているが心理士の裁量で内容の変更ができる。参加者からはプログラム開始時に、プログラムで聞いたことを外で話さない、お互い

に連絡を取り合わないなどのルールについての規約書へ署名をもらっている。プログラム終了後にはフォローアップグループを実施しており、3か月に1回は状況を報告しあっている。また、認知行動療法以外にホルモン療法も実施しており、薬物によって性欲自体を低下させることで再犯を防止している。

プログラムの実施期間は3～5年を想定しており、毎年、1年間治療を行った後にアセスメントを行い、心理士及び医師、患者本人の考えも踏まえて話し合いを行い、継続の有無を判断する。実施体制としては医師が1名、心理士が10数名で対応する心理士は女性が多い。

取組の効果の確認としては、治療開始前と開始から1年ごとにアセスメントを行い、どこが良くなったのかを評価している。また、この団体に通院した方の再犯率について数年に一度統計を取っているが、再犯率は3%を切っている。

2) 民間団体 B

性加害者への個別面接・グループによるプログラム、加害者家族の家族会、被害者家族・加害者家族・専門家らの学習会、専門家への研修等を実施している。スタッフは心理士系が多く、その他に社会福祉士、精神福祉士、元教員、当事者（回復者）が所属しているほか、後方支援のスタッフもいる。性犯罪は個人の問題のみならず、環境、社会、家族の問題であるため、チームを組んで取り組むことを基本としている。

手法は認知行動療法をベースとしている。加害者はグループに参加する形が最も多く、期間や回数は人によって異なる。専門家として自己覚知ができていたり、犯罪の被害・加害に関して同じ人間として対応できることを重視している。

3) 民間団体 C

課題のある人の支援に関するセミナー等をしながら幅広く人材を養成しており、弁護士、教員等多職種連携で様々な人が参加している。また、障害がある人を対象としてプログラムを実施し、当事者を中心としたグループセッションを行っている。プログラムでは、対象者の課題の気づきを外在化から内在化へと促している。また、孤立させないための人垣支援を重視している。

3. 再犯防止のための地域ガイドラインの作成

3.1 実施内容

国内外の先進的な取組に関する調査の結果及び検討会における議論、法務省との協議等を踏まえ、「性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン～再犯防止プログラムの活用～」(以下「ガイドライン」という。)を作成した。

作成に当たっては、ガイドラインを作成するための有識者検討会を設置し、法務省と協議の上、検討会委員3名を選定・委嘱し、計5回の検討会を以下の要領でオンライン形式にて開催した。なお、第1回のみ持ち回り会議形式で実施した。

表 20 検討会委員 (敬称略、五十音順)

氏名	所属
久我 弘典	国立精神・神経医療研究センター 認知行動療法センター センター長
嶋田 洋徳 (座長)	早稲田大学人間科学学術院 教授
東本 愛香	千葉大学社会精神保健教育研究センター 特任講師

表 21 検討会実施要領

検討会	実施年月日	主な議事
第1回	令和4年7月6日(水) ～11日(月)	本調査研究の方向性の確認及びガイドラインの構成案、ヒアリング調査、アンケート調査等の検討
第2回	令和4年9月5日(月) 14:30～16:30	アンケート調査及びヒアリング調査の結果報告、並びに試行実施方法及びガイドライン骨子案の検討
第3回	令和4年10月7日(金) 14:00～16:00	ヒアリング調査結果の報告及びガイドライン(試行版)並びに試行実施方法の検討
第4回	令和5年2月3日(金) 16:00～18:00	試行実施状況についての報告並びにガイドラインの最終版作成に向けた検討
第5回	令和5年3月2日(木) 13:00～15:00	試行実施結果の報告及びガイドライン最終版の検討

3.2 ガイドラインの構成と作成上の視点

3.2.1 ガイドラインの構成

ガイドラインの構成は以下の通りである。

表 22 ガイドラインの構成

章	内容
はじめに	・ ガイドライン策定の背景及び目的
1. 本ガイドラインで使用する用語の解説	・ 専門用語の定義、解説
2. 性犯罪に関する基本知識	・ 性犯罪とは ・ 性犯罪の発生状況や再入率 ・ 性犯罪の再犯防止に関する取組状況
3. 性犯罪をした者の円滑な社会復帰のために必要な支援	・ 地方公共団体の役割 ・ 性犯罪をした者等の支援ニーズの把握 ・ 支援ニーズに応じた具体的な支援の在り方 ・ 性犯罪をした者の再犯防止のための取組における留意点 ・ 支援に関する広報の在り方
4. 性犯罪をした者の再犯防止のための支援における関係機関連携の在り方	・ 連携対象となる各機関の役割及び連携方策 ・ 法務省から関係機関への情報提供
5. ガイドラインに関する Q&A	・ ガイドラインに関する想定 Q&A
6. 参考資料	・ 刑法犯検挙者の再犯状況 ・ 全国の保護観察所・法務少年支援センター(少年鑑別所) 一覧
7. 付属資料	・ 支援ニーズに応じた支援をする際のツール(インテークシート ¹ 、セルフチェックシート ² 、STEPs-R ³ 、家族が相談できる機関記入様式、被害者が相談できる機関記入様式)

¹ 対象者のインテーク（聞き取り）の際に用いるシート。

² 法務省保護局が作成した、性加害から離れた生活を送るための取組を四つの領域にまとめたシート。

³ 保護観察所で実施されている性犯罪再犯防止プログラムにおいて使用されている教材「STEPs」を、地方公共団体向けに一部改訂したもの。

3.2.2 ガイドライン作成上のポイント

ガイドライン作成上の各章の概要やポイントは以下の通りである。

(1) 本ガイドラインで使用する用語の解説

本ガイドラインに出てくる用語を中心に、地方公共団体の再犯防止担当部署や、性犯罪をした者等の対応をする可能性がある者の参考となると考えられる用語を掲載した。

(2) 性犯罪に関する基本知識

本ガイドラインで対象とする性犯罪の定義を始め、日本における性犯罪の発生状況や再入率（出所受刑者のうち、再入所した者の人員の比率）について、図表を用いて状況を説明した。

また、性犯罪の再犯防止に関する取組について、国（法務省）における取組のほか、2.2に前述した地方公共団体及び民間団体の取組の概要を紹介した。

(3) 性犯罪をした者の円滑な社会復帰のために必要な支援

1) 地方公共団体の役割

有識者検討会での議論や各調査結果、試行実施結果等を踏まえ、地方公共団体の役割や、想定される支援の流れを説明した。「本ガイドラインを踏まえた性犯罪をした者等に対する地域支援等の流れ（イメージ）」の図では、本人に対する、刑事施設・保護観察所における指導・支援から地域における支援までの流れのイメージを、関係機関を例示しつつ整理した。また、家族に対する支援の流れのイメージも併せて提示した。

2) 性犯罪をした者等の支援ニーズの把握

対象者の支援ニーズを把握することの重要性や、対象者への対応方法、対応時のポイント等を説明した。

インテークに関しては、対応者のインテークの対応経験や知見、地方公共団体において提供できる支援の内容等の地域の実情、対象者の置かれた環境等によって、対応内容や方法が異なることを考慮し、インテークシートの内容の修正・加除が可能であること、可能な範囲での聞き取りをすればよいなど、柔軟に対応してよいことを記載した。

また、インテークシートの全項目を埋めることが目的ではなく、順番通りに聞く必要はないといった留意点を明記した上で、インテークの進め方の例を示した。

3) 支援ニーズに応じた具体的な支援の在り方

就労・生活支援、家族に対する支援、専門的支援等について、具体的な支援の内容・方法を説明した。家族に対する支援については、家族が直面する出来事・状況の例を示すとともに、地域にある家族が相談できる機関をリストアップするための表も掲載した。

専門的支援については、保護観察所において実施されている性犯罪再犯防止プログラム

において使用されている教材「STEPS」を地方公共団体向けに一部改訂した「STEPS-R」を活用した、専門的な支援の内容・方法に関して説明をした。処遇プログラムの受講状況に基づいた対応例のフローや、セルフチェックシートの実施方法・ポイントについても紹介した。

4) 性犯罪をした者の再犯防止のための取組における留意点

有識者検討会での議論や各調査結果、試行実施結果等を踏まえ、性犯罪をした者に対する接し方や、支援者側の体制・取組方法、取組時の留意点等について説明した。

性犯罪をした者の再犯防止の取組は、対象者が社会復帰するための取組であるとともに被害の予防と根絶のための取組であることから、性犯罪被害者に対するケアも重要である。そのため、全国の性犯罪被害相談窓口を紹介するとともに、地域にある性犯罪被害者支援機関を各地方公共団体においてリストアップするための表も掲載した。

また、性に関する治療に限らない多様な支援内容の検討といった、試行版ガイドライン（「4. 再犯防止のための地域ガイドラインの試行実施」で後述）に対して地方公共団体から意見があった点についても記載した。

5) 支援に関する広報の在り方

犯罪者の再犯防止に関して、地域住民等から理解と協力を得ることが不可欠であることを説明した。また、再犯防止対策は、被害者を生まない、人々が安全で安心して暮らせる社会を実現するための取組であると発信していくことが重要であること等を説明した。

(4) 性犯罪をした者の再犯防止のための支援における関係機関連携の在り方

社会に戻った性犯罪をした者の再犯防止を地方公共団体で推進していくためには、官民を問わず、様々な機関・団体と連携していくことが重要である。日頃から、これらの機関・団体と顔の見える関係を構築し、連携が必要になった場面でスムーズに対応できるようにすることが望ましいことを説明した。連携対象として考えられる主な機関としては、都道府県警察、保護観察所、法務少年支援センター（少年鑑別所）、精神保健福祉センター、自助グループを挙げ、各機関の所掌事務と役割を表形式で掲載した。

また、地方公共団体が再犯防止のための支援を行うに当たっては、対象者の把握・確認等のため、その情報を得ることが重要となる。法務省が個人情報等の適正な取扱いを確保しつつ、適切に情報提供しているスキームについて、図を掲載して流れを説明した。併せて、法務省ウェブサイト上に公開されている地方公共団体への情報提供についての説明資料を紹介し、必要に応じて法務省に相談できることを案内した。

(5) ガイドラインに関する Q&A

有識者検討会での議論や各調査結果、試行実施結果等を踏まえ、ガイドラインに関して想定される疑問を掲載した。

(6) 参考資料

性犯罪に関する基本知識に関連する情報として、刑法犯検挙者の再犯状況を掲載したほか、全国の保護観察所・法務少年支援センター（少年鑑別所）の一覧を掲載した。

3.3 有識者検討会委員からの意見

ガイドラインの作成に当たっては、有識者検討会委員から以下のような意見があった。

- 地方公共団体では実質的な治療的支援をするのは難しいことが多いため、担当者が治療の枠組みを理解しつつ、対象者に適切な支援機関をつなぐことが大きな役割となる。
- 地方公共団体から医療機関や自助グループにつなぐ場合も、インテーク実施後に直接つなぐだけでなく、地方公共団体で **STEPs-R** を実施したもののなかなか改善しなかった後に、改めてつなぐといったパターンもあり得る。どういう場合にどのような機関につなぐべきかについては、今後地域の実情に合わせて検討が必要である。
- 支援機関としては、性に関する治療を行っている医療機関以外でも、性依存に関する対応はしていなくとも認知行動療法を行っているクリニックや、地域の居場所づくりのためのサポートステーション、**NPO** 等も考えられる。そうした機関での支援の可能性も挙げ、対応をした地方公共団体が、その地域に性犯罪に特化した医療機関がないのでつなぐ先がない、ということがないようにしてほしい。
- 地方公共団体への犯罪をした者に関する情報提供に関しては、治療的支援の際のアセスメントに必要な情報を共有することが有用である。

4. 再犯防止のための地域ガイドラインの試行実施

4.1 実施内容

再犯防止プログラムの内容の充実に向け、地方公共団体1か所において、試行版ガイドラインを用いた試行実施を行った。

また、アンケート調査において、試行実施に関心があると回答したものの、試行実施を辞退した13の地方公共団体に対し、試行版ガイドラインに対する意見照会を行った。

4.2 実施方法

試行実施方法の概要は以下の通りである。

表 23 試行実施要領の概要

項目	概要
実施方法	試行実施は、試行版ガイドラインを自治体に配布の上、性犯罪をした者等の対応ニーズがあったときに都度活用していただく形で実施する。具体的には、「インタビューシートを用いた対象者のニーズ把握」を試行してもらうこととし、可能であればその後「関係部署や関係機関に対象者をつなぐ」及び「STEPS-Rを用いたプログラムを実施する」ことも含む。 対応した対象者には、相談支援（及びつなぎ支援やSTEPS-Rの実施）を受けた感想を簡単に聴取する。
実施時期	令和4年11月28日（月）～令和5年2月10日（金）
実施内容	<ul style="list-style-type: none">・ 試行実施前の研修・ インタビューシートを用いた対象者の状況・支援ニーズ把握・ 実施状況の報告・ 試行実施した相談支援対応についての対象者への意見聴取・ 試行版ガイドラインの内容や試行実施に関する書面ヒアリング・ 試行実施不参加自治体への試行版ガイドラインについての意見照会

4.3 実施結果

試行実施結果は以下の通りである。

4.3.1 試行実施内容

地方公共団体1か所において、対象者に対して、インタビューシートを用いてインタビューを実施した。

また、試行版ガイドラインに対する意見も聴取した。

4.3.2 試行実施の結果

(1) インテーク実施結果

試行実施を行った地方公共団体より、インテークの実施や、インテークシートを用いた感想等について、以下のような意見があった。

表 24 インテーク実施結果

インテークの実施、インテークシートの使用に関する感想	<ul style="list-style-type: none">・ 短時間で様々な情報を収集できる。・ 枠組みとして使いやすい。・ 本人と一緒に質問項目を確認しながら記載していくことで、本人も自身の発言を視覚化でき、考えを具体化できた。・ 動機や支援ニーズは、本人が話す内容と実情が異なることもある。・ 質問の意味や目的について本人に伝わっているか疑問を持った。
インテークシートに対するご意見	<ul style="list-style-type: none">・ 性加害に関する振り返りの部分について、生活の問題がどのように性犯罪につながったかが見えにくく、シートをそのまま用いると思考の誤りを強化してしまう可能性がある。
その他ご意見	<ul style="list-style-type: none">・ 質問の内容が抽象的だとうまく答えられない者も少なくないため、質問の工夫が必要である。

(2) 試行版ガイドラインに対する意見

試行実施を行った地方公共団体より、試行版ガイドラインについて以下のような意見があった。

- ・ 性犯罪の実態がよりつかみやすいような説明があってもよい。
- ・ 民間団体は、性犯罪をした者の受け入れに強い抵抗を感じたり、受け入れたとしても対応に苦慮したりすることが多い。受け入れ先のスタッフに対する支援体制が重要であり、支援者ケアに関する記載があるとよい。
- ・ 再発防止の観点では、リスクにも目を配ることが必要である。リスク・ニーズのアセスメントは、本人の話のみに基づいて行われるのではなく、できるだけ正確な、犯歴等の客観的な情報が提供されるようになるとうい。
- ・ コミュニティの安全をどう守っていくのかという視点も重要である。

5. 性犯罪や再犯防止プログラムの理解促進を図る研修等の企画及び実施

5.1 実施内容

地方公共団体等に対して、性犯罪やガイドラインの理解促進を図る研修を企画し、計2回実施した。

5.2 実施方法

研修は、第1回は試行実施予定の地方公共団体を対象、第2回は全都道府県及び指定都市を対象として、以下に示す方法で実施した。

表 25 研修等の実施方法

項目	第1回	第2回
実施形式	オンライン形式 (Zoom)	オンライン形式 (Zoom)
研修時間	約2時間	約2時間
実施時期	令和4年11月24日(木) 15:15~17:15	令和5年3月7日(火) 14:00~16:00
受講対象	試行実施予定の地方公共団体の再犯防止担当部署の担当者及び各都道府県の保護観察所	全都道府県及び指定都市(再犯防止所管部署の担当者等、各地方公共団体において出席者を選定)
その他	研修中に質疑応答の時間を設けるとともに、後日メールでも受け付けた	研修中に質疑応答の時間を設けるとともに、後日メールでも受け付けた

研修のカリキュラムは以下の通りである。なお、いずれの回も「本事業の背景・目的」は法務省、「インテークの実施方法、STEPS-Rの実施方法等」は千葉大学社会精神保健教育研究センター特任講師、東本愛香様より講義いただき、司会・進行及びほかの項目については受託事業者から説明した。

表 26 第1回研修(試行実施のための研修)カリキュラム

課目	時間	説明内容
開講	5分	あいさつ、事務連絡
1 本事業の背景・目的	10分	本事業の背景・目的、性犯罪をした者の再犯防止の取組における本ガイドライン及び試行実施の位置付け等
2 試行版ガイドラインの概要	10分	試行版ガイドラインの具体的な構成、押さえるべきポイント等
3 試行実施の進め方	25分	試行実施の進め方、実施上の留意点等
4 インテークの実施方法、STEPS-Rの実施方法等	50分	インテークを実施する際の留意点、自治体においてSTEPS-Rを実施する際の留意点等
5 質疑応答	15分	質疑応答、意見交換
閉講	5分	あいさつ、事務連絡

表 27 第 2 回研修(「性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン」の活用に向けた研修)カリキュラム

課目	時間	説明内容
開講	5分	あいさつ、事務連絡
1 本事業の背景・目的	15分	本事業の背景・目的、性犯罪をした者の再犯防止の取組における本ガイドラインの位置付け等
2 ガイドラインの概要	25分	ガイドラインの具体的な構成、押さえるべきポイント等
3 インテークの実施方法、STEPs-Rの実施方法等	50分	インテークを実施する際の留意点、自治体においてSTEPs-Rを実施する際の留意点等
4 質疑応答	15分	質疑応答、意見交換
閉講	10分	あいさつ、事務連絡

5.3 実施結果

第2回研修は、都道府県20、指定都市13、計33の地方公共団体が出席した。当日の質疑応答のほか、研修実施後にオンラインでのアンケートを実施し、参加者からは以下の意見や質問があった。

【ガイドライン全般について】

- 基本的な知識から他県の事例、具体のプログラム等までガイドラインに掲載されており、今後の取組の参考になる。

【実施者等】

- ガイドラインの活用にあたっては、専門的な知識や経験等が必要であり、対応できる部署に限られる。
- ガイドラインの再犯防止プログラムの実施主体が分からない。再犯防止は新規の取組になるため、窓口が決まっていない。
- 再犯防止の取組について、どのように行ったらよいか分からない。対応する職員等の知見やスキルが十分ではない。

【機関連携】

- 再犯防止等施策担当窓口となっている部局でさえ、地域内の性加害に関する相談先を把握できていない。相談先として考えられるのは、精神保健福祉センターや医療機関であるが、精神保健福祉センターは薬物やアルコール依存症の対応が中心で、性加害に関しての対応経験がある専門職は少ないだろう。まずは、関係機関と連携したり、情報共有したりすることから始めることが必要である。
- 性犯罪に対する再犯防止の取組について、地方公共団体が刑事司法機関から支援を引き継ぐためには、どのように支援ルートを構築すればよいか分からない。
- 当地域ではガイドラインを活用するような相談に応じる機関がない。

- 支援を実施している機関等の一覧がガイドラインに掲載されていればありがたい。

【今後の取組、要望等】

- 性犯罪加害者からの相談についてはノウハウがないことから、関係機関も含め研修等により知識を深めていく必要がある。
- 処遇プログラムの対象とならなかった者等に対してどのようなアプローチがあるか教えてほしい。
- 今後は、具体の事例、地方公共団体による支援の成功事例や保護観察所等で行っている再犯防止プログラムの方法や課題について紹介してほしい。

性犯罪者に対する再犯防止プログラム～地域ガイドライン～（仮称）の開発に係る
調査研究業務

調査等結果報告書

令和5年3月

エム・アール・アイ リサーチアソシエーツ株式会社
技術・安全事業部
TEL (03) 6858 - 3529